

- 1 会 議 名 予算委員会
- 2 日 時 平成30年3月12日(月) 10時00分開会
15時59分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 牟田学委員長、濱田洋一副委員長、白石純一委員、
渡辺久治委員、西田数市委員、竹原信一委員、
仮屋園一徳委員、竹原恵美委員、中面幸人委員、
大田重男委員、濱崎國治委員、岩崎健二委員、
濱之上大成委員、山田勝委員、野畑直委員
- 5 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇 君、議事係 大漣 昭裕 君
- 6 説 明 員
- ・健康増進課
課 長 児玉 秀則 君 課長補佐 尻無濱久美子 君
係 長 中川 洋一 君 係 長 大田 省吾 君
 - ・税務課
課 長 川畑 宏之 君 課長補佐 垂 義継 君
係 長 新町 博行 君 係 長 早水 英行 君
 - ・介護長寿課
課 長 中野 貴文 君 課長補佐 菌畑 雄二 君
係 長 鳥羽瀬やす子 君 係 長 迫田 勝広 君
 - ・農業委員会事務局
局長(兼) 谷口 義美 君 係 長 新坂 謙二 君
 - ・農政課
課 長 谷口 義美 君 課長補佐 下菌 富大 君
課長補佐 松田 高明 君 係 長 牧内 達志 君
 - ・水産林務課
課 長 山平 俊治 君 課長補佐 大石 直樹 君
係 長 大野 勇人 君
- 7 会議に付した事件
- ・議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算
 - ・議案第24号 平成30年度阿久根市国民健康保険特別会計予算
 - ・議案第27号 平成30年度阿久根市介護保険特別会計予算
 - ・議案第28号 平成30年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

（健康増進課入室）

○議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

ただいまから予算委員会を開会いたします。

3月9日に引き続き、日程表に従い議案第23号を議題とし審査に入ります。

なお、審査が当初の日程より早くなっており、本日は商工観光課まで行う場合がありますので、その際は御理解をお願いいたします。

それでは議案第23号中、健康増進課所管の事項について課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第23号のうち、健康増進課及び大川診療所所管分の主なものについて御説明申し上げます。

予算書の56ページをお開きください。歳出予算から御説明いたします。第3款民生費1項1目社会福祉総務費28節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、このうち事業勘定分の3億7,801万7千円の内訳は、保険基盤安定分が1億4,537万7千円、職員給与費等分が5,390万8千円、出産育児一時金等分が560万円、財政安定化支援事業分が1億7,313万2千円で対前年度1億4,380万7千円の減であります。なお、国保税が急激な上昇とならないよう一般会計における法定外の繰出金は段階的に縮小することとして、平成30年度は1億2,274万3千円を計上したところであります。また直営診療施設勘定へは不足する財源として427万2千円を繰り出すもので、対前年度1,268万3千円の減であります。

次に61ページになります。8目後期高齢者医療費19節負担金補助及び交付金は、保険者である鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金であり、広域連合の組織運営に要する広域連合一般会計分が143万4千円、広域連合の人件費などを含めた保険給付に要する広域連合特別会計分が1,050万4千円であり、負担率は均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%であります。また、後期高齢者広域連合療養給付費は、阿久根市の後期高齢者の療養給付に要する経費の見込額の法定割合12分の1を負担金として計上したものであり、対前年度1,057万1千円の減であります。28節繰出金は低所得者の保険料軽減分を保険基盤安定分として後期高齢者医療特別会計へ繰り出す、県4分の3、市4分の1の負担割合による1億3,363万6千円と後期高齢者医療特別会計事務費分の231万1千円の合計額であります。

次に67ページになります。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、職員の人件費と母子保健事業に係る経費が主なものであり、対前年度1,796万6千円の増は職員4名の増によるものが主な要因であります。8節報償費は、1歳6カ月児健診のほか説明欄にある各種健診時における医師等の謝金が主なものであり、13節委託料は在宅当番医制事業や次のページの1人14回分に係る妊婦健診業務の委託料が主なものであります。なお新規事業としまして、妊娠、出産から育児まで切れ目のない支援を行うために担当保健師による妊婦訪問等を通して保護者との顔の見える関係を築く子育て支援コンシェルジュ事業として子育て支援カフェ開設時の助産師の謝金や出産後に必要となる品物を妊婦訪問の際に贈るために必要な経費に係る報償費、また全ての新生児に行う聴覚検査や産後1カ月の産婦健康診査、産後の身体的回復、心理的支援のための指導や相談を行う産後ケア事業の委託料などを新たに計上いたしました。

68ページの19節負担金補助及び交付金のうち、夜間一次救急診療所運営費負担金390万1千円は、全体の必要額1,840万円に実績割21.2%を乗じた額を計上したもので

あります。また、病院群輪番制病院事業668万8千円は、休日・夜間における入院、手術を要する重症救急患者のための救急医療施設運営費の補助金であり、基準額2,693万7千円に人口割24.8%を乗じた額を計上したものであります。20節扶助費は未熟児養育医療費に係る医療の給付分であり、25万円の6名分を見込み計上しました。

次に、2目健康増進費は、保健師嘱託員の報酬や長期臨時職員の賃金、各種がん検診業務などの13節委託料が主なものであり、対前年度154万6千円の増は8節報償費の自殺対策計画策定に係る策定委員会の出会等謝金と13節委託料のがん検診業務委託料の増が主な要因であります。自殺対策計画につきましては、自殺対策基本法の改正に伴い都道府県及び市町村は平成30年度までに計画を策定することが義務化されております。計画策定委員会の出会謝金や消耗品、郵便など必要な経費を今回計上いたしております。がん検診業務委託料の増は、乳がん検診が国の方針により2年に1回の実施を推奨されており、平成30年度がその実施年度に当たることから増となっております。3目予防費は、予防接種に係るワクチン代の11節需用費とインフルエンザ、高齢者肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎など個別予防接種業務の13節委託料が主なものであります。

71ページになります。6目保健センター管理費は、保健センターの維持管理に係る経費であり、光熱水費の11節需用費や建築設備等定期点検業務などの13節委託料が主なものとなっております。

次に20ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第11款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金は、未熟児養育医療費に係る保護者負担金4万3千円の6名分を計上しました。第12款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうち、保健センター土地占用料1千円は保健センター敷地内にある九電柱の土地占用料であります。

22ページになります。2項3目衛生手数料1節保健衛生手数料は、狂犬病予防接種に係る注射済票交付手数料などであります。

23ページになります。第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金5節国民健康保険医療助成費負担金2,179万9千円は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の2分の1の範囲内の額が保険者支援分として国から交付されるものであり、平成29年度の実績をもとに見込み計上いたしました。3目衛生費国庫負担金は未熟児養育医療費に係る国の負担分であり、総養育医療費から保護者負担金を控除した額の2分の1の額であります。

次のページの2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金の地域自殺対策強化事業40万3千円は、自殺対策計画策定と若年層自殺対策事業として3分の2の額を計上いたしました。3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金のうち母子保健衛生費60万5千円は、産後ケア事業及び産婦健康診査事業として2分の1の額を計上いたしました。

25ページになります。第14款県支出金1項2目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち保険基盤安定拠出金（後期高齢）につきましては1億22万6千円は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出す低所得者への保険料軽減分の保険基盤安定分として4分の3の額を計上しました。5節国民健康保険医療助成費負担金は、保険税軽減分として国民健康保険被保険者の低所得者に対する軽減分の4分の3の額と、保険者支援分として平均保険税に保険税軽減被保険者数を乗じた額の4分の1の額の合計8,723万3千円を計上いたしました。3目衛生費県負担金は、未熟児養育医療費に係る4分の1の額であります。

26ページになります。3目衛生費県補助金のうち健康増進支援事業費110万4千円は、健康診査事業、健康教育事業などの事業経費に係る国と県の補助金であり、基準額の3分の2の額であります。

28ページになります。3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金のうち市町村権限移譲交付金15万5千円は、医師法等に基づく医師等の免許申請書の進達や免許証等の交付事務に係る交付金であります。

32ページになります。第19款諸収入5項4目雑入2節団体支出金のうち後期高齢者健

診業務広域連合補助金247万2千円は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用の広域連合からの補助金であり、集団健診570人分を見込み計上しました。20節雑入、上から7行目になりますが、がん検診費用徴収金568万3千円は、64歳までの肺がん検診や子宮頸がん検診、乳がん検診などの検診に係る本人負担分であり、2行下の肝炎ウイルス検診等費用徴収金9万円は肝炎ウイルス検診と骨粗しょう症検診の本人負担分であります。

34ページになります。第20款市債1項3目衛生債のうち夜間一次救急診療所運営事業債390万円は、夜間一次救急診療所運営費負担金に係る財源として計上をしたものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

24ページの13款2項2目1節、地域自殺対策強化事業、40万3千円計上されておりますけれども、これは一応どんなことをする予定でありますか。

児玉健康増進課長

今回計上した中には、まず自殺対策計画を策定するという事になっておりますので、県も今回、30年度に策定するかと思っておりますけれども、それを見ながら整合性をとりながら策定する必要があります。それについての歳出のほうで少し述べましたが、謝金が必要、委員会を開いて意見を聞くということで、その方々の謝金が必要になってきます。それと、今もやっておりますが、若年層の方々の自殺対策ということで、講師を呼んで講演会等を実施を今しているところです。その経費として国の補助金があるということになっております。

渡辺久治委員

近年の自殺の傾向と申しますか、この阿久根市においてここ数年の経緯というか人数と、それと委員会の委員のメンバーというのはどのような人になりますか。

児玉健康増進課長

自殺者数については今、手元に資料を持ってきておりません。阿久根市としては少しずつ減少傾向にあるということで、ゼロということではないんですけれども、少し減少傾向にあるということでもあります。それと、この委員会のメンバーにつきましては、医師ですね、あと弁護士をそれぞれ1人ずつということで、専門的な意見を徴する方が医師と専門の。あとほかに委員としては10名程度、合計で12名程度を今考えているところでございます。

渡辺久治委員

自殺者数についてはあとで教えてください。終わります。

竹原恵美委員

68ページの4款1項1目19節、負担金及び交付金なんですが、これはちょっと早いかもしれないんですけど、夜間一時救急診療所は出水と一緒にしてありますけれども、出水のほうで運営の勧告も受けたということで、体制が変わっていくのかなと思うところですが、今のところは全く今まで、従前どおり運営ということになっておりますでしょうか。

児玉健康増進課長

この夜間一時救急診療所につきましては、昔の野田診療所ですね、そこに開設をしているところでございまして、ちょっとそこまで委員がおっしゃられるような総合医療センターですかね、先日ちょっと新聞にも載っておりましたけれども、総合医療センターの件で新聞には載っていたかと思っております。それも含めて野田診療所がどうなのかというのを私どももちょっと情報は得ておりませんので、新年度以降につきましても現状のままで運営はされるものと考えております。

竹原恵美委員

わかりました。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中、健康増進課所管の事項について審査を一時中止いたします。

○議案第24号 平成30年度阿久根市国民健康保険特別会計予算

牟田学委員長

次に議案第24号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

それでは、議案第24号について御説明申し上げます。

初めに、事業勘定の歳出予算から御説明いたします。7ページをお開きください。先日の本会議でも御説明いたしました。事業勘定の当初予算につきましては対前年度7億8,588万3千円の減となっております。これは今回の国保制度改革に伴い予算の一部が県に集約され、歳入歳出科目が大きく変更されたことによるものです。保険給付費等の全額は県が賄うこととなることから、市町村の拠出金をもとに高額な医療費が発生した市町村に国保連合会が交付金を交付する高額医療費共同事業などの共同事業交付金は廃止されることとなりました。また、これまで国から交付されていた療養給付費等国庫負担金や財政調整交付金などの国庫支出金、社会保険診療報酬支払基金から交付されていた前期高齢者交付金や療養給付費等交付金などは県へ交付され、各市町村の保険給付費等に必要な財源を県が一括して算定することとなりました。また、8ページの歳出においては、市町村が直接、社会保険診療報酬支払基金へ支出していた介護納付金や前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等は市町村が県へ支出する国民健康保険事業費納付金などを財源として県がそれぞれ支出することとなりました。

次に、本市の国保における被保険者数は減少傾向にあり、平成29年4月で5,801人であったのが平成30年1月では5,538人と人数で263人、率で4.5%減少しております。このほか、75歳到達で後期高齢者医療制度へ移行する方々が毎年300人程度になることも減少要因の一つであり、そのため平成30年度の平均被保険者数を5,400人程度と見込んでいます。また平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県へ移行されることで、保険給付費等の全額を県が賄うこととなりますが、これに必要な財源として県が算定した納付金をもとに国保税率を決定し、納付する仕組みが導入されたところであります。このため今後の国保税率につきましては、急激な保険税の上昇とならないよう県国保運営方針に鑑み、一般会計からの繰入金を計画的、段階的に縮小していくこととしております。

それでは14ページの歳出予算から御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費は、職員の人件費やレセプト点検事務嘱託員の報酬が主なものであり、対前年度122万6千円の増は職員の人事異動に伴う増、国保制度改革に伴う新たなシステムの運用手数料が追加されたことによる12節役務費の増が主な要因であります。また、12節の通信運搬費189万5千円は、被保険者証の更新の際の簡易書留郵便料、その他役務費403万2千円は国保連合会の国保電算共同処理手数料が主なものであります。19節の電算システム改修負担金16万円は、高額療養費システムの連携に係る改修負担金であり、平成29年度からの2段階で改正されることから平成30年度の所要額を計上したところでございます。なお、改修費用は県を通じた全額国庫補助となります。2項1目賦課徴収費は市税等収納嘱託員の報酬や事務経費であり、15ページの2目納税奨励費は各区及び納税組合の保険税取りまとめ謝金等を計上したものであります。第2款保険給付費につきましては今回の国保制度改革により、一部の費用を除き、そのほとんどの保険給付費等を県が賄うことから県が試算した給付見込額を反映し計上しました。このうち、16ページにかけての1項療養諸費の21億8,569万円は、被保険者の医療費などに対する保険給付が主なものであります。2項高

額療養費の3億3,247万1千円は、被保険者の医療費等の個人負担額が一定額を超えた場合に、その超えた額に対する保険給付であります。17ページにかけての3項移送費の60万円は、療養に必要と認められる転院等の際に患者の移送に要した費用に対して給付するものであります。4項1目出産育児一時金は、1件当たり42万円の給付額で20件を見込み計上し、5項1目葬祭費は1件当たり2万円の給付額で50件を見込み計上しました。第3款国民健康保険事業費納付金は国保制度改革に伴う新たな支出項目であり、県全体で賄う保険給付費等に必要な財源として県が算定した額のうち本市の負担分として示された額を計上したものであります。内訳は1項医療給付費分で5億3,767万3千円、次のページの2項後期高齢者支援金等分で1億1,270万3千円、3項介護納付金分で4,322万2千円の合計6億9,359万8千円であります。第6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、次のページの腹囲、高血圧症などメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防のために行う特定健康診査業務と保健指導が必要とされた方々への特定保健指導業務を健診機関等へ委託する委託料が主なものであります。2項1目保健対策費は、特定健診の受診勧奨と訪問等を行う訪問指導嘱託員の報酬や補助対象経費の7割を助成する人間ドック助成と1枚当たり600円のはり・きゅう施術助成が主なものでございます。

次に、10ページにお戻りください。歳入予算の主なものについて御説明いたします。第1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税は、県が算定した国民健康保険事業費納付金をもとに国保税率を決定する仕組みが導入されたことから、これらを考慮した年間見込額をそれぞれ計上しました。

11ページになります。第4款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、県が試算した保険給付見込額の財源として交付される普通交付金25億1,236万1千円と説明欄に記載のとおり目的に応じ配分される特別交付金7,253万円であります。このうち保険者努力支援分については、市町村が自己採点を行ったものを国が評価指標に基づき算出し県が示した額を、特別調整交付金分は従来の国の特別調整交付金に相当するもので過去の実績からの見込額を、都道府県繰入金は従来県の特別調整交付金に相当するもので同じく過去の実績からの見込額を、特定健康診査等負担金は従来国3分の1と県3分の1の負担割合を合算した3分の2相当額をそれぞれ計上いたしました。第6款繰入金1項1目一般会計繰入金は、対前年度1億4,380万7千円の減であり、保険基盤安定分が合計で1,707万7千円の増、次のページの職員給与費等分が28万円の減、出産育児一時金等分が56万円の減、財政安定化支援事業分が1億6,004万4千円の減となっています。なお、財政安定化支援事業繰入金のうち法定外分は1億2,274万3千円であり、対前年度1億5,863万2千円の減となっています。

以上で事業勘定を終わり、次に26ページをお開きください。直営診療施設勘定について御説明いたします。大川診療所は現在週5日の診療を2つの医療法人の協力を得て実施しているところであり、利用者については1日平均で平成27年度が7.6人、平成28年度が7.5人、平成29年度が1月末現在で7.1人となっています。これらの厳しい経営状況を打開するためさまざまな方面から検討してまいりましたが、当面はそれぞれの医療法人の協力を得ながら経費節減に取り組み、診療を継続することとしたところであります。

それでは歳出予算から御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費は、看護師嘱託員の人件費や診療所の維持管理に必要な11節の需用費、13節の委託料が主なものでございます。なお、対前年度227万6千円の減の主な理由は、医療事務嘱託員1名分の人件費分となっております。

27ページになります。第2款医業費1項1目医療用機械器具費は、年度途中における医療用機械器具の修繕料や事業用機器類の備品購入費であります。3目医薬品衛生材料費は、診療用薬品等の購入費を月100万円と見込み計上し、4目検査等業務費13節委託料は週5日の半日診療に係る診療業務委託料を大幅に見直し1日3千円として計上しました。

28ページになります。第5款公債費1項1目元金及び2目利子は、大川診療所改築事業

に係る市債償還元金及び利子になります。

なお、最終の償還は平成35年度となっています。

次に24ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第1款診療収入2項外来収入は、平成29年度の診療収入実績見込みを考慮し計上いたしました。第6款繰入金3項1目一般会計繰入金は、財源不足分を一般会計から繰り入れるものであり対前年度1,268万3千円の減となっております。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

山田勝委員

直営診療所分についてですね、ちょっとお尋ねしますが、直営診療所大川の診療所のことについてですね、課長はいろいろ今、説明をされまして、ことしから一番一般会計からの繰入金が少なくなった原因の一つにですね、委託料、診療業務の委託料ということですが、これは午前中ですか、午後ですか、3千円というのは。

児玉健康増進課長

現在の診療は、曜日によって午前があったり、午後があったり、月、水、金が午後です。火、木が午前の診療であります。それぞれ半日の診療ということになっております。その半日で3千円ということで計上しております。

山田勝委員

それでは平成29年度の委託料はどういう算定だったんですか。29年度。

児玉健康増進課長

29年度は委託料は半日ですけれども、同じで4万5千円で算定しております。

山田勝委員

今回、そういうことですね、医療機関の方々がそういう体制でしていただくということで、大変よかったんですが、参考までに聞きますけどね、前のところに聞けばよかったですけれどもね、例えば健診に、一般会計の健診に先生の健診を受けるというときに、普通はいくら払うんですか、健診のときに。ドクターが来て健診を受けるときに。

児玉健康増進課長

今、うちの保健予防係のほうで、乳幼児健診等に医師が来ていただいておりますが、大体おおむね1時間程度、実質の診療がですね、1時間程度になるかと思いますが、それで1回ということで1万7千円で謝金を計上して支払ってます。

山田勝委員

なら、1回1万7千円としたときに、半日間としたときに4万5千円くらいになるという算定で29年度までされたということですよ、これをこの時間をもとに。

児玉健康増進課長

それも含めてということで考慮して1万5千円、1時間ですね。1時間1万5千円ということでされたと。

山田勝委員

これから大川診療所のことについてはですね、もっともっと医療機関の先生方の指導を受けながらさらに充実するようにですね、やはりしていったって地域の方々の信頼を得られるような方向に進んでいただきたいと思ってるんですが。今まで以上に私も厳しくですね、1千万以上赤字を出すということについて厳しく言ってきたんですが、今回、こういうことで黒字に向かって努力するということですので、黒字に向かって努力してください。

それから小さいことですけどね、去年は1目、一般管理費の中のね、去年は公課費というのがなかったんですけどね、ことしは公課費というのが出てきてるんですけど、これはどう

ということですかね。

児玉健康増進課長

これにつきましては、診療所で公用車がありますんで、これの車検が30年度にかかるということで、その費用になっております。

山田勝委員

これは車検代ということですか。

児玉健康増進課長

失礼しました。これは重量税、税になります。すみません。

山田勝委員

重量税は車検を受けないと必要としないんですかね。なら去年はしなかったけど、ことはするということですね。

それからですね、去年ですね、報酬で3人の嘱託職員に払った、ことは2人になりました。医療事務嘱託員の仕事、医療事務は誰がするんですか、ことしから。

児玉健康増進課長

医療事務嘱託員が29年度までということでおったわけですけども、新年度から医師と含めて医療法人から来ていただくということで今回、計上はなかったということになります。

山田勝委員

例えば、大川診療所のことについてですね、今まで盛んに議論をしてきましたよ、みなみ保育園の関係ですね。市の職員でないと管理者としては認められないとか、させならんとやとかいう話を今までずっとしてきたんですね。今回、この中には市の職員でないと任せられないという管理者は誰がするんですか。

児玉健康増進課長

大川診療所につきましても、事務長ということで私が兼務という形になります。実質の現場の職員としては、大川出張所の係長が大川診療所の係長を兼務しております。

山田勝委員

以上です、いいです。

岩崎健二委員

11ページ、第4款1項1目2節、特別交付金のうち、保険者努力支援分とあるんですが、これはもう少し、保険者努力というのはどういうことになるんですかね。

児玉健康増進課長

4款ですかね、4款1項1目ということになるかと思います。保険者努力支援分ということで、各保険者、各市町村になりますが、特定健診、がん検診などの受診率、あと糖尿病等の重症化予防の取り組みと、そういった状況、国保税の収納率の向上に関する取り組みの実施状況など、これを点数化すると、評価するというので、これをそれぞれの市町村の取り組みを国のほうで評価して、それに応じて交付金を交付するというので、頑張ったところはいっぱい交付されるというような、そういったことになります。その分の交付金ということで理解いただければいいかと思います。

牟田学委員長

いいですか。

[岩崎健二委員「はい」と呼ぶ]

ほかにありませんか。

山田勝委員

先ほど直営診療所のところから2医療法人のということですが、別に2医療法人はどこどこ、そしてその医療法人の正式な名前は何ですか。

児玉健康増進課長

現在、新年度もお願いする予定でありますが、医療法人卓翔会市比野記念病院、市比野にありますそこが1つと、あと昴和会内山病院ということになっております。

山田勝委員

私が聞きたいのはですね、昴和会とか卓翔会じゃなくてですね、その前に例えば何か何かというのがつくでしょ。普通の医療法人じゃなくて、例えば特定医療法人とか何とかかんとかというのが、ここが重要なんですよ。

児玉健康増進課長

失礼しました。社会医療法人です。申しわけございません。

[山田勝委員「2社ともですか」と呼ぶ]

はい、そうです。

[山田勝委員「わかりました」と呼ぶ]

牟田学委員長

ほかにありませんか。

ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第24号について審査を一時中止いたします。

○議案第28号 平成30年度阿久根市後期高齢者医療特別会計予算

牟田学委員長

次に、議案第28号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第28号について御説明申し上げます。予算書の119ページをお開きください。歳出予算から御説明いたしますが、初めに、後期高齢者医療制度では、被保険者の方々の医療給付費の動向を踏まえ2年ごとに保険料率を見直しておりますが、今回はその改定があり、平成30年度、31年度における保険料率は均等割額については現行5万1,500円を5万500円に、所得割率については現行9.97%を9.57%にそれぞれ改定されたところでございます。また、平成30年度から所得割に対する2割軽減の特例が廃止され被用者保険の被扶養者であった方の均等割に対する7割軽減の特例が5割軽減となることなどの制度改正も行われております。後期高齢者医療への新規に加入する被保険者は、平成29年度が約300人、30年度も同じ約300人を見込んでいます。また、被保険者数は年度平均では平成28年度が4,947人、平成30年2月時点で4,910人であり、平成30年度も4,900人程度と見込んでいます。

それでは119ページの歳出予算の第1款総務費1項1目一般管理費は、後期高齢者医療に係る事務経費であり、被保険者証の更新の際の簡易書留郵便料に係る12節役務費が主なものであります。2項1目徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る経費であります。対前年度13万9千円の増は主に保険料軽減に関する電算システム改修の影響であります。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者の保険料1億8,977万2千円と低所得者に対する保険料軽減措置分の保険基盤安定分担金1億3,363万6千円が主なものであります。対前年度507万6千円の増は保険料分が約1千万円の増及び保険基盤安定分担金分が約500万円の減によるものでございます。

次に、117ページにお戻りください。歳入予算について御説明いたします。第1款保険料1項1目後期高齢者医療保険料は、それぞれの徴収区分に応じ保険料率改定後の見込額を計上いたしました。第3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減措置分として繰り入れるものであり、保険料軽減措置分の負担割合は県が4分の3、市が4分の1であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。
ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第28号について審査を一時中止いたします。

(健康増進課退出、介護長寿課入室)

○議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

次に、議案第23号を議題とし、介護長寿課所管の事項について課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案第23号について、介護長寿課所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳出予算から御説明いたします。予算書の59ページをお開きください。第3款民生費1項3目老人福祉費は、前年度比499万5千円の減額となっております。これは次のページの28節介護保険特別会計への繰出金が減額になったことが主な理由であります。8節報償費のうち長寿祝金につきましては、対象者として80歳、88歳、100歳到達者、101歳以上の合計580人を見込んでいます。13節委託料については、緊急通報システム運営事業など説明欄に記載の6件分であります。19節負担金補助及び交付金は、老人クラブや市の連合会への補助金など説明欄に記載のあるとおりであり、60ページにおいてグループタクシー利用促進事業に代わる新たな事業として、高齢者や障がい者などの日常生活における移動を支援する生活支援型タクシー利用促進事業のうち高齢者や要介護者利用分の助成に係る費用を計上いたしました。20節扶助費の老人保護措置費につきましては、養護老人ホーム入所者の措置費であり、64名を見込んでいます。

次に、5目老人福祉センター管理費では、本年3月末で同センターの利用を中止し、4月以降は館内の備品整理などに取りかかることから、おおむね2カ月間の電気・水道料などの管理費用を計上するとともに老人福祉センターの移設に伴う費用を計上いたしました。

61ページの6目地域福祉対策費20節扶助費の在宅寝たきり者介護手当については、これまで介護保険特別会計の地域支援事業・任意事業費に予算計上してきたところですが、本市では国が定める基準よりも対象範囲を拡大して事業を実施してきたことから、国等の交付金を受けて実施する特別会計中での実施は不適切との会計検査院からの指摘があり、今回、市の単独事業として一般会計に振り替え、事業の継続を図るものであります。

次に、歳入について御説明いたします。19ページをお願いいたします。第11款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち、介護長寿課所管分は老人保護措置費であり、養護老人ホームへの措置人員64名分の本人と扶養義務者の一部負担金であります。23ページに移り、第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金7節低所得者保険料軽減負担金は、介護保険の所得段階が第1段階に該当する被保険者の保険料軽減分に係る2分の1の額であり、24ページに入り、2項2目民生費国庫補助金のうち説明欄の共助の基盤づくり事業については国からの定額補助であります。25ページに移り、第14款県支出金1項2目民生費県負担金8節低所得者保険料軽減負担金は、介護保険の保険料軽減分に係る4分の1の額であります。26ページの2項2目民生費県補助金1節社会福祉補助金のうち、介護長寿課所管分は上から3行目の老人クラブ及び老人クラブ連合会の育成に関する県補助及び社会福祉法人による低所得利用者負担軽減制度への事業費補助、さらに4行下の高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業費は商品券の購入等に対する県補助金を見込み計上いたしました。第19款諸収入5項4目雑入のうち介護長寿課所管分は、34ページ、説明欄の上から2行目、後期高齢者医療広域連合長寿・健康推進事業調整交付金は、後期高齢者人間ドック助成事業及びはり・きゅう施術料助成事業に係る調整交付金であり、その3行下、生活指導型ショートステイ事業利用者負担金は、緊急的にショートステイが必要な場

合の利用者負担金を見込み計上いたしました。第20款市債1項2目民生債2節老人福祉債の「食」の自立支援事業債は、高齢者の訪問給食サービスのうち調理関係費用について過疎債を活用しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

61ページの3款1項6目20節、在宅寝たきり者介護手当の件で、今の状況と、今、阿久根市に何人くらいいらっしゃるか、また、ここ数年の推移がわかったらそれも教えていただけますか。

中野介護長寿課長

在宅寝たきり者介護手当の御質問だと思います。この分については、在宅で重度の認知症高齢者については要介護2、それからそのほかでは要介護3以上の寝たきり高齢者について6カ月以上継続して介護している方について年間7万2千円を支給する事業ですけれども、平成27年度においては計84人、平成28年度の実績では97人ということになっております。以上です。

渡辺久治委員

今、1人当たり7万2千円ということなんですけれども、これは支給の方法というのはどんなふうに分けていますか。時期とか分けてとか、一括してとかその辺があると思いますけれども。

中野介護長寿課長

申請があって一括して口座振り込みをしております。原則口座振り込みをしております。
[渡辺久治委員「わかりました」と呼ぶ]

牟田学委員長

いいですか。ほかにありませんか。

山田勝委員

今の話ですけれどね、在宅寝たきり者介護手当という、これは介護してくれる人にあげるんですよね、介護してくれる人に。患者じゃなくて、寝たきりの人じゃなくて。

中野介護長寿課長

本制度については、家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を目的として介護サービスを受けていない中重度の要介護者を現に介護している家族を慰労するための事業とされておりますので、本人ではなくて原則、基本、介護をする方に支給をするということになっております。

山田勝委員

先ほど銀行振り込みですと、7万幾らって1月にですか、それとも1年間ですか。

中野介護長寿課長

はい、年間です。

山田勝委員

なんでかって、私もね、これを何人かに紹介したことがあるんですよね、過去において。ところが今月は入院していました。来月は戻ってきて自宅で見ましたという例がありますね。そういうのは具体的にどういう処理をされるんですか。

中野介護長寿課長

条例上は6カ月間在宅で介護をされた方という、その実績を見て支給するということになっております。1年間、12カ月の間で入院とか例えば長期で施設に入られたところを除いて6カ月間そういった、半年間継続して在宅で見たという要件がそろえば申請をもって介護手当を支給するという形になります。

山田勝委員

そういうことであれば、申請というのは1年の後半でないといけないということですよ。6カ月を過ぎないと、6カ月間介護したよという実績を確認した段階で申請が上がってくればやりますよということですよ。

中野介護長寿課長

そのとおりです。

山田勝委員

さて、そこでいただきました。また1カ月後にまた見たときですね、例えば4月からしてですよ、10月まで約6カ月、まあ11月。それから帰ってきて、また入院されて1月からしたときには単年度で7万ですか、それとも6カ月で7万幾らなんですか。

中野介護長寿課長

過去の介護の6カ月間の実績を見て1年分の7万2千円を支払うという形になります。

山田勝委員

なら私が今言ったとおりですね、4月でスタートしてですよ、10月まで介護しました。入院しました。1月に帰ってきましたから1月から1、2、3、4、5、6、6カ月過ぎた段階でまた申請すると、こういうことなんですか。

中野介護長寿課長

初めの4月から10月まで半年見ましたというときには、その年度分のいわゆる請求の手続をしていただければそのときに7万2千円、その年度分は支払います。入院をされて、その後また6カ月継続した部分があれば、その年度を超えた部分、次年度の部分の7万2千円を支払うという形になります。

山田勝委員

ちょっとまってくださいよ。例えば、ことしの分がですね、もう6カ月済みました、もらいました。でも、ことしの分が3カ月、来年の分が3カ月で6カ月ですよというのは、ことしの分の6カ月はもう権利が有しない、権利がないということですか。また新たに次の年に6カ月したときにあるということですか。

中野介護長寿課長

今、実際の支給年、条例上で年度、年度を区切ってるんですけども、実際その過去に6カ月見たというような実績を見ているところがございますので、今、実際の運用的には例えば4月に請求される方がいらっしゃいます、4月に請求される。その方というのは前年度分の6カ月を見て本年度分を支給するという形になっております。あくまでも年度でその実績を見て1回だけの支給という形になります。

山田勝委員

わかりました。いろいろ聞いてみましたらね、ひょっとすればまたがってでももらえるのかなと思ったから、単年度予算ですからということですね。そこで先ほどですね、特別会計だったけれども今回、こうして一般会計にすることになりましたという説明をされましたよね。しかしながら単独事業ということですが、過去に特別会計の時期も単独事業、阿久根市の単独事業だったんですか、これは。

中野介護長寿課長

申しわけありません。今、平成29年度までは特別会計の地域支援事業という事業の中で国・県の負担をいただきながら実施しているわけですけども、地域支援事業になったときにはもう既にこの介護手当をここに含めてたと思うんですけども、その前の事業で単独でやっていたかどうかはちょっと私も押さえておりません。申しわけありません。

山田勝委員

それはね、それでいいんです。ただ、今までに国・県のちゃんと補助金をもらってきた事業がですね、それは好ましくないということで今回一般会計に回されてですね、これは単独で、阿久根市の一般会計から出さないかんですよ、財源のところを見ればですね、内訳の

中には国も県もその他もないですからね、だから一般財源だということなんだけれども、それは今後何らかの形でですね、一般財源でないような形でやはり取り組んでいかないかのかなという気がするもんですからね、確認しているところですよ。

中野介護長寿課長

実は今回、昨年12月にこの地域支援事業に関しまして国からの会計検査員の会検があったところです。その中で指摘がありましたのが、国の要綱では介護サービスを受けていない方の要介護者を現に介護している家族に対して支給をなささいという要綱になっているところです。介護サービスを受けていない方についてを対象にするという要綱になっているわけなんですけれども、実際、阿久根市の今の現状から申しますと、例えば重度の認知症患者、それから要介護3以上で在宅で見るという状況においては、例えばデイサービスとか訪問介護とかを使わないとなかなか在宅での介護を見るという状況にはなかなかそこまでいかないと、介護者の心的部分について非常に国は厳しい要件を設けているということです。まさに6カ月間、何も公的サービスを使わないという状況にはなかなか至らないんじゃないかと。例えばそれを厳格に阿久根市の今の現状に適合したときに、ではどのくらいの方がこの介護手当を支給できるかというとほんのわずか、数名の対象しかないというようなことです。ですので、国からの指摘があって国の要綱どおりということだったんですけれども、うちで、今の現状でこの部分をすぐ取りやめて今まで受けてらっしゃる方、多くをこの対象から外すということにはならないということで一般会計での存続をして計上したというところでございます。

山田勝委員

それはわかります。それはわかりますよ、すぐなくするというのはできませんよ。でも現実には、例えば一方のほうのですね、介護保険とかのサービスの中でですね、やるべきだということで、私もそう思いますよ。そういう介護保険の中のサービスの中でですね、やればできないこともないかと、そういう中でこういうことが出てきたんだからやむを得ないだろうかと、私はそう思いますよ。ただすぐ、たっと切ってしまったときにですね、いろいろ出てくるでしょうからね。でもどれが一番在宅医療が、どの状態が在宅医療のサービスがどの状態が一番いいかというのはね、やはり今後どうしても対応していかないかんことですから、これは今後の研究課題だと思います。以上です、いいです。

濱之上大成委員

ちょっと59ページの3款1項3目老人福祉費の13節委託料のですね、ショートステイに関連なんですけど、ショートステイの今の現在、市内の対象者というのは人数がわかれば教えていただきたい。

中野介護長寿課長

今お尋ねのショートステイは生活指導型のショートステイと緊急対応型のショートステイがあるかと思いますが、生活指導型のショートステイについては対象者は今のところいません、ここ数年。それから緊急型のショートステイですけども、この部分については緊急、やむを得ない事情により在宅での生活が困難になった高齢者等、一時的に老人ホーム等に保護するということなんです。この部分については、平成28年度はお2人の実績があります。29年度はございません。

[濱之上大成委員「少ないんだな、了解」と呼ぶ]

牟田学委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

この際暫時休憩します。

(休憩 11:10～11:20)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。
ほかに質疑ありませんか。

濱田洋一委員

59ページ、3款1項3目13節委託料の中ですね、共助の基盤づくり事業なんですが、これについては以前から取り組みをされておりますけれども、具体的にどのようなことをされるのかですね。予算案の概要の中にはひとり暮らしの世帯等への基盤支援、見守り支援ということでありまして、具体的にどのようなことをされるのか教えてください。

中野介護長寿課長

共助の基盤づくり事業というものは、るる、たびたび議会のほうでも申し上げておりますけれども、また質問もありますけれども、支え合いマップの作成が数年前まで事業を重く置いて、それからそれに派生して地域でのいきいきサロン等の開催にまで発展してきているところです。その部分について、また議会からもマップの更新作業についても取り組んだらというような御指摘もございましたので、平成30年度につきましてマップの更新作業と合わせて、またそういったサロン等の充実、それから今度は要援護者、要配慮者ですね、そちらの情報等もるるそのマップづくりの更新作業の中で収集をしていって、情報の整理を図りたいというふうなことを考えているところです。

濱田洋一委員

ありがとうございます。この支え合いマップの件につきましては、私も以前一般質問でもお話をさせてもらいましたけれども、やはりできる限り更新をやっていただいて、今、課長からありましたけれども、防災の観点からもですね、非常に大切なところじゃないかなと思いますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

中面幸人委員

60ページ、3款1項3目の19節、生活支援型タクシー利用促進事業についてお尋ねをいたします。きょうちょっと企画課のほうと審査のところですね、今までのグループタクシーからこの事業に変わるということで説明を受けた中で、施行が7月からということでグループタクシーについては3月で打ち切ると。3カ月間は準備期間ということでの説明があって、それはいけないじゃないですかという話をして、またそれから多分いろいろ話し合いをされてうまくやってもらえると思いますけれども、ちょっと今度は中身についてお尋ねをいたしますが、このタクシーについて資料をちょっといただきましたけれども、まだ具体的にはですね、要綱等はまだできていないということで概略の説明ということで今、資料をもらっているわけなんですけれどもですね、準備期間もあと3カ月あるわけなのでですね、できれば今回の委員会等で皆さん方の意見を、委員からの意見も聞いてですね、いい方向に交通弱者のですね、人たちが使いやすい事業になるようにせつかくですから始まりになるわけなので、全委員の方がですね、自分の地域のこととしてですね、しっかり捉えていただいて使い勝手のいい事業にしていきたいと思っておりますので質問をいたしますが、まず300円で、1回300円で年間48枚の支給ということになっておりますけれども、1枚300円というのがですね、しかも例えば生活困窮者、低所得者ということにもなっているのです、300円になった理由をちょっと書いてありますけれどもですね、この辺についてもう少し議論は必要ではなかったですか。

中野介護長寿課長

今、お配りしてあります資料にも書いてあるんですけれども、300円の根拠というところがあるかと思っております。タクシーの初乗り料金が現在600円少し、その半額相当というようなことでございます。事業費がどこまで上がるかということも、対象者が何人になるかというようなこともあって、財政的な事業費がどこまで膨らんでも大丈夫なのかという

のがあったんですけども、この要件等をいろいろ考える中で、このいわゆる先ほどありました交通弱者の方に対してその額を勘案したときに、やはりこの半額相当でなければなかなかこの総体の事業規模も大きくなるというようなこと。それから半額相当、料金の全てを補助するというのにはなかなか至らないだろうということで半額相当、300円ということにしてあるところです。

中面幸人委員

やはりですね、こういう金額を決定するには何らかの基準がなくては決めにくいと思うんですけどもですね、以前はグループタクシーの場合、500メートルから1.5キロが300円、その上が500円、1.5キロ以上が700円というふうになっておっただけですね、700円というのはほとんど使われてなかった状況の中ですね、グループタクシー事業については年間60万から70万くらいの実績だったかと思うんですけども、こんなのを考えたときにですよ、確かに課長が言われるように、対象者によって予算がどれくらいかというのはつかみきるのは大変だろうと思いますがですね、例えばですよ、考えたときにですよ、近隣市町村を考えたときに、例えば出水市についてはくるくるタクシーというのを、巡回バスを使っていますよね。確かな数字ではないですけども、聞けば年間3千万くらいはかかっているんじゃないかなとお聞きしたりするんですけども、そうしたときにですね、今回約、福祉課のほうと合わせて600幾らかな、になっていますよね。うちの場合はあと乗合タクシーもありますけれども、それからにしては結構もう少し上げて、まだ300円をもう少し上げてもいいんじゃないかなと思ったりもするんですけども、その辺あたりの近隣市町村との兼ね合いも考えなかったですか。

中野介護長寿課長

伊佐市等が高齢者の方についてのこういった補助をやっているんですけども、あそこについてはかなり大きな額を投じて事業を運営しているということを知っています。制度の初めの初年度になりますので、また、グループタクシーともまたこれは600幾らというのは増額してあります。利用者ですね、利用状況、それからその後の制度運用が始まってからのいろんな御意見等をお伺いしてですね、この利用料金についてもる検討を加えていきたいというふうに思います。確かにこの部分については一般会計での支出ということになりますので、ここが膨大にぐっと大きくなるというところはなかなか、そこは年度の初めから大きくできるというところではないというふうに考えているところです。

中面幸人委員

若干この事業等についてはですね、今後やっぱり高齢化する中で本当にやっぱり真剣に考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、若干ですね、やっぱり市民を向いて市民のためにということをおぼろげに思わなきゃならないと思って、若干例を言いますけどもですね、以前、グループタクシーの件について500メートル以上1.5キロというのがあってですね、私が申請をしてやったんですけども、私は例えばある地域から市内に行くのにですよ、例えば市内のほうに近いバス停はグラウンド入り口なんですね。ところが今度は要綱の中では自宅から一番最寄りのバス停となっているから、そういったときに例えばA-Zの前のバス停とこうなるわけですね。考えたときにですよ、わざわざ市内に行くのにですよ、遠いバスで行くはずがないじゃないですか。やっぱり近い方のバス停に行きますよね。バス賃も違うわけだから。だからそういうふうには何か市民のために考えてやっている事業なのに何かちょっと合わないような、そぐわないような気もいたしますのでですね、そういうふうに、本当にそういう交通弱者のために喜ばれるやっぱり事業じゃなくてはならないと。今回こうやって新規をやって予算も上がってますけども、準備期間は3カ月ですのでですね、いろいろ検討しながらですよ、中身的にはまだ要綱等も定まっていなくてであれば今回から初めてなのでですね、ぜひ私は若干、今、金額的なことも申しましたけれども、ぜひこの委員会ではほかの委員の方もですね、検討していただきたいと思います。私の場合は以上です。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

野畑直委員

お尋ねいたします。私はですね、この当初予算の概要を見たときに同じ、すみません、関連のところでお願います。この概要の中の説明を見てですね、生活支援型タクシーについてはほとんどグループタクシーとかわらないのかなというふうな考えで見ました。そのときにですね、今度の要項をけさももらいましたけれども、年齢を75歳以上ということで免許証を有していない者というふうになっておりますけれども、グループタクシーのときにはこういうことはありませんでしたよね。その中でですね、この理由として要項の中で75歳以上は疾病が発症するリスクが高く長期化しやすいとされている。年齢別の外来受診者率は75から79歳がピークというふうに書いてありましてけれども、私が言いたいのはですね、運転免許証を有していても急に発病する機会があって、こういうのはもう急に病院に、免許証を有していても病院に行くときに助かった、グループタクシーの券があって助かったという人の例も聞いているものですから、その辺についてきちり免許証を有してない。しかし急に病気になった場合にはタクシーで行かなければならないということについて課長はどのように考えられますか。

中野介護長寿課長

この議会の質疑の時点において、例えば運転免許証は身分証明書になる。だから返さないんだというような御質疑もあって、また、けがをしてそのときに車に乗れないというような方たちについてどういう対応をするのかという御質疑もあったかと思えます。運転免許を保持しているんだけど運転をしない、あるいはできない人という方がいらっしゃると思えます。免許証を持ってても今後運転をしない、あるいはけがや病気で一時的に運転をしない、それから車等を所有していないという方もいらっしゃるかと思えます。今回の生活支援型タクシーは、車等でみずから移動する手段を有しない方を支援、救済するということを目的としておりますので、そういったけが等、病気等で一時的に運転をしない方についても個別具体的な事例に基づいて、本人申請をもとに制度の趣旨に照らして判断をしたいというふうに考えているところです。

野畑直委員

ということは、本人の申し出があればタクシー券を発行するというふうに捉えていいんですか。

中野介護長寿課長

はい、基本的に個別具体的に事例に関して、本人申請をもとに判断をしたいというふうに考えております。

野畑直委員

このけさもらった要項について、決定的なものでないとしたときにですね、そのようなことを要項の中にちょっと入れてもらえればいいかなとも思っております。

それからですね、対象者についてですけれども、グループタクシーで昨年までに発行しているわけですから、その数等は把握されていないんですか。

中野介護長寿課長

すみません、グループタクシーの発行件数はちょっと手元に資料がございません。

野畑直委員

そういうことではなくてですね、この要項をまとめるときに先ほど対象者が何名かわからないというふうな説明があったと思うんですが、やはり予算を組む以上、対象者を、ことし初めてやるわけじゃなくてグループタクシーがあったんだから、その人数でおおよその検討はされたと思うんですけれども、されてないんですか。

中野介護長寿課長

申しわけありません。発行数という形ではちょっと資料はなかったんですけれども、グループタクシーの今現在の対象者というのが128名、現在、グループタクシーの対象者とい

うのが128名ということでございます。

野畑直委員

ですからですね、グループタクシーは65歳以上であったわけですから、対象者が。今回75歳以上にしようとしているわけだから、その人数は把握されてないんですか。

中野介護長寿課長

お配りしてあります生活支援型タクシーのこの上のほうにございますけれども、75歳以上については推計であります。783人。それから75歳未満の方については231人が対象になるというふうに推計をしているところです。

野畑直委員

これは私も見てます、783人についてはですね。今回は、かつ低所得者ということで市民税非課税世帯に限るということでこれは783人という数字なんですか。

中野介護長寿課長

そのとおりです。

野畑直委員

それともう1点ですね、企画調整課長の説明で7月から6月までの考え方でいくんだと。3カ月間は、ですからグループタクシーを利用していた人たちは、もうこの3カ月については物理的に無理だから、発行券等の印刷等ですね、無理だから3カ月は我慢してもらうような発言だったんですけども、そのグループタクシーを利用していた人たちに対しては、75歳以上の対象者に対しては私はやはりこれまで利用していたものが3カ月間ゼロになることはどうも合点がいかないの、印刷をそこまで立派なものでもなくてもいいから、今、執行部の考え方としては月に4枚、3カ月であれば12枚ですけども、その12枚についてはグループタクシーを利用していた方々については自分たちでパソコンでつくって渡す方法もあると思うんですけども、物理的に無理という考え方はいかなものかなと思うんですが、その辺についてどう思われますか。

中野介護長寿課長

今回、生活支援型タクシーを創設するという背景にはグループタクシーの制度運用におい、え少なからずの課題があったということでございます。制度内容を見直して新しい制度を設計したところでございますけれども、新年度においてこの課題を残したままそれを継続することはいかなものかというところの考え方も一つあるかと思えます。それから今、当課に予算計上してあります生活支援型タクシーの予算については、生活支援型タクシーの運用に必要な予算を計上されているところでございます。今、審議をいただいているところなんです、制度の異なるグループタクシーへの財源というふうにして予算執行することとは現時点では今、私たちの当課のほうではお約束はできないというところでございます。

野畑直委員

制度内容を見直してグループタクシーを生活支援型タクシーに変えるということはわかりますよ。しかし、私が言っているのはグループタクシーを利用していた人たちがですね、ゼロになるのはいかなものか。ここでもう少し手を差し伸べることはできないのかということも聞いてるんですけど。

中野介護長寿課長

若干、言葉足らずのところがございますけれども、生活支援型タクシーについては所得要件を見るという制度の、1つ要件を加えております。その部分については6月に所得が決定されると。それを見て判断をしなければならないということがございます。グループタクシーを継続して要件がかなえばよかったねと結果論にはなるんでしょうけども、4月から継続をして7月でやっぱりそれは違いましたということになればその時点で切れるか、あるいはまたさかのぼっての対応というようなこともあるかと思えますので、なかなかそこまでは継続してと、この生活支援型タクシーを適用するという話にはならないんじゃないかとい

うふうに考えるところです。

〔「委員長、ちょっと休憩を」と呼ぶ者あり〕

牟田学委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:41～11:44)

牟田学委員長

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。

ほかにありませんか。

山田勝委員

あのね、この生活支援型タクシーについて、こういろいろ今黙って見てればですね、生活支援型タクシーの対象者にですよ、運転免許を有しない者、あるいは低所得者の者とかいうふうに書いてありますよね。ただ私、本会議でも申し上げたように運転免許証を有しない者といっても入院して有しないでおって、また退院して運転できるようになるという人もありますからね、そういうところは柔軟に対応できるようにしとってほしいんですがどうですか。

中野介護長寿課長

先ほどお答えした中に本人申請を基本にその部分も判断していくということでお答えしたと思います。制度の趣旨に照らして本人申請をもとにそこを判断していきたいというふうに考えております。

山田勝委員

では、できるということですね。それとですね、低所得者と書いてありますよね。これは今、グループタクシーを使ってらっしゃる方々の中に、この低所得者というところで引っかかって支給できないという人も出てくると思うんですが、その付近の試算はされたことがありますか。

中野介護長寿課長

今回の生活支援型タクシーには、市民税非課税世帯に属する方という形でくくっているところですけども、そのグループタクシーとの、現在のグループタクシーで市民税非課税に該当する方が何人いるかというところまでは把握はしていません。

山田勝委員

把握をしていない、そういう方々が多いとは思いますが、しかし現実に今までもらった人がですね、あなたは所得が高いからできませんよと言われてみても金を持っている人というのは割りにね、なひけうんどがっじゃんかとよと言われるから、やっぱりその付近は対応できるようにしとかないかなのかなと思っております。以上です。思ったばっかいです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第23号中、介護長寿課所管の事項について審査を一時中止いたします。

○議案第27号 平成30年度阿久根市介護保険特別会計予算

牟田学委員長

次に議案第27号を議題とし審査に入ります。課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案第27号について御説明申し上げます。

初めに、介護保険の第1号被保険者数は平成28年4月が8,208人、平成29年4月が8,185人で23人の減、認定者数においては平成28年4月が1,669人、平成29年4月が1,627人で42人の減となっています。また、介護給付費の件数は平成28年

度は4万8,262件で前年度より680件余りの減となっております。給付費は平成28年度が26億9,154万6千円余りで、前年度より2,515万円の減額となっております。給付件数及び給付費総額は平成28年度分が初めて前年度実績を下回ったところではありますが、高齢者数は横ばい状態が続くことから今後も同程度の水準で推移するものと考えているところです。

それでは事業勘定の歳出予算から御説明いたします。予算書の87ページをごらんください。第1款総務費1項1目一般管理費は、介護保険運営協議会委員の報酬のほか介護認定調査を行う介護保険専門指導嘱託員及び職員に係る人件費が主なものであり、対前年度156万6千円の減は第7期高齢者保健福祉計画策定に係る委託料の減が主な要因であります。

88ページになります。3項1目認定調査等費は、12節の主治医の意見書手数料や13節の介護認定申請に伴う要介護認定調査業務委託料が主なものであり、2目認定審査事務負担金は介護認定審査会に係る北薩広域行政事務組合への負担金であります。2款保険給付費は、平成29年度の各種サービスの決算見込額などを考慮し年間給付見込額を計上しとところであり、1項介護サービス等諸費は要介護の認定を受けた被保険者に対する居宅または施設での介護サービス給付費用であります。1目居宅介護サービス給付費は訪問介護サービスや訪問入浴介護等などの11種類の給付見込額であります。平成29年度から開始した総合事業に伴い要支援者に対する予防給付費の一部が5款地域支援事業へ移行したことから減額し計上いたしました。

89ページに入り、3目地域密着型介護サービス給付費は地域の特徴や実情に対応した認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームや小規模特別養護老人ホーム2施設と小規模多機能型居宅介護事業所3施設の利用の増加及び介護報酬加算が増加傾向にあることから増額し計上いたしました。5目施設介護サービス給付費は介護老人福祉施設や介護老人保健施設等の入所者に係る給付見込額を計上したもので、介護報酬等の加算増加を見込み計上いたしました。7目居宅介護福祉用具購入費は入浴や排せつに用いる福祉用具の購入に係る給付見込額を、8目居宅介護住宅改修費は在宅の要介護者が手すりや段差解消のために行う住宅改修の給付見込額を計上しました。9目居宅介護サービス計画給付費はケアプラン作成に係る経費であり、平成29年度実績見込みを参考に計上いたしました。

90ページになります。2項介護予防サービス等諸費は要支援の認定を受けた被保険者に対する介護予防サービス給付費用であります。1目介護予防サービス給付費は介護予防の訪問看護、訪問リハビリなど9種類の給付見込額であります。3目地域密着型介護予防サービス給付費は介護予防認知症対応型共同生活介護などの給付見込額を、5目介護予防福祉用具購入費は入浴や排せつに用いる福祉用具の購入に係る給付見込額を、6目介護予防住宅改修費は在宅の要支援者が手すりや段差解消のために行う住宅改修の給付見込額を、7目介護予防サービス計画給付費は要支援者のケアプラン作成に係る経費の給付見込額をそれぞれ計上いたしました。3項1目審査支払手数料は、国保連合会で審査する介護報酬審査手数料であります。

91ページになります。4項高額介護サービス等費は利用者の負担が一定額を超えた場合に、その超えた額を給付する経費であり、5項高額医療合算介護サービス等費は世帯における1年間の介護保険と医療保険等の負担額を合算し再計算を行い、その合計の負担額が基準額を超えた場合に給付する経費であります。7項1目特定入所者介護サービス費は、介護施設に入所している方々の居住費、食費の負担が過重とならないよう低所得者の負担の軽減を図るため給付する経費であり、平成29年度実績見込みを参考に計上いたしました。

92ページになります。第5款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、平成29年度から介護予防サービスの訪問介護及び通所介護が保険給付から市町村が行う総合事業へと移行されており、平成29年度の実績見込みを参考に計上いたしました。2目介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防・生活支援サービス事業利用者のケアプランを作成する地域包括支援センターの介護支援専門員の報酬やケアプラン作成の経費の給

付見込額を計上したものであります。2項1目一般介護予防事業費は、一般健康教育に関する普及啓発に係る事業費や地域づくりによる介護予防活動支援事業として介護予防体操、ころばん体操の普及に係る事業費、さらに13節において65歳以上で介護認定を受けていない虚弱な状態にある方々を対象とした運動器の機能向上や栄養改善の支援を行う介護予防複合プログラム業務や高齢者の社会参加を促し、健康づくりや介護予防などの活動にポイントを付与する高齢者元気度アップ・ポイント事業の委託料が主なものであり、介護予防複合プログラムのひまわり教室については開催回数を増加して実施する計画であります。

93ページになります。3項1目総合相談支援事業費は、高齢者の実態把握業務である総合相談支援事業委託料が主なものであり、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括ケア実現のためのツールとして関係機関との連携及び相互理解のもとに適切な支援を図るため地域のネットワーク構築や多職種協働によるケアマネジメントを行う地域ケア会議委員の出会い謝金が主なものであります。4目任意事業費は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう実施する13節の高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業や「食」の自立支援事業、19節の高齢者紙おむつ等支給事業や成年後見人助成補助金が主なものであります。

94ページに移り、5目在宅医療・介護連携推進事業費は、地域の医療機関と介護事業所などの多職種が連携して在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築や関係機関の連携体制の構築などの業務を出水市、長島町とともに出水郡医師会へ委託する委託料であります。6目生活支援体制整備事業費は、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を図るため、日常生活圏域を中心に生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を配置するための委託料が主なものであります。7目認知症総合支援事業費は、認知症の方の家族交流会の開催、認知症予防講演会時の講師謝金、認知症サポート医や看護師などの専門職が認知症と疑われる方やその家庭を訪問し、認知症の方のアセスメントや家族支援などを行う認知症初期集中支援チームに係る経費を計上いたしました。

次に、歳入予算について御説明いたします。

83ページにお戻りください。第1款保険料1項1目第1号被保険者保険料は、議案第17号阿久根市介護保険条例の一部改正において提案させていただいた65歳以上の被保険者の各所得段階別に算出した年間保険料を見込み計上したものであります。なお、平成30年度から平成32年度の第7期介護保険計画期間中における第1号被保険者の介護給付費等に対する総体的な負担割合は、これまでの22%から23%へ1%増加され、一方、第2号被保険者の負担割合となる支払基金交付金の割合がこれまでの28%から27%へ1%減じられることとなっております。第3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、歳出の保険給付費に対して国の算定方式により介護給付費は20%分、施設等給付費は15%分の交付見込額を計上し、2項1目調整交付金につきましても国の算定方式による交付見込額を計上いたしました。2目及び3目地域支援事業交付金は、地域支援事業に係る国の交付金であります。

84ページになります。第4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、保険給付費に対する27%分、2目地域支援事業支援交付金は地域支援事業の介護予防事業に対する27%分の交付見込額を計上いたしました。第5款県支出金1項1目介護給付費負担金は、保険給付費に対して介護給付費は12.5%分、施設等給付費は17.5%分の算定方式による交付見込額を計上いたしました。3項1目及び2目の地域支援事業交付金は、地域支援事業に係る県の交付金であり、3目高齢者元気度アップ・ポイント事業費補助金はポイントの交換分に係る県の2分の1の補助金であります。第7款繰入金1項1目介護給付費繰入金は、保険給付費に対して12.5%の市の負担分を計上しました。2目及び3目の地域支援事業繰入金は、それぞれに係る市の負担分を繰り入れるものであり、85ページに移り、4目その他一般会計繰入金は職員給与費と事務費に係る費用分を、5目低所得者保険料軽減繰入金は所得段階が第1段階に該当する被保険者の保険料軽減分を繰り入れるものであります。2

項1目介護保険基金繰入金は、介護保険基金から繰り入れ財源充当するものであります。

以上で事業勘定を終わり、次に介護サービス事業勘定について御説明いたします。

介護サービス事業勘定は地域包括支援センターの運営に係る経費であり、介護予防の観点から高齢者のさまざまな支援や介護予防のケアプラン作成などを行うものであります。

それでは歳出予算から御説明いたします。予算書の99ページをお開きください。第1款総務費1項1目一般管理費は、地域包括支援センター専門指導嘱託員4名分の報酬が主なものであります。第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費は、要支援者に係るケアプランを作成するための介護予防サービス計画作成業務の委託料が主なものであります。

次に、98ページに戻ります。歳入予算について御説明いたします。第1款介護サービス収入1項1目介護予防サービス計画費収入は、要支援者の予防ケアプラン作成に係る収入見込額を、2項1目介護予防ケアマネジメント費収入は、介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者の予防ケアプラン作成に係る収入見込額をそれぞれ計上いたしました。第3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、事務費繰入金として不足する財源を一般会計から繰り入れ充当するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく申し上げます。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

この際暫時休憩します。

昼はおおむね1時から開会します。

(休憩 12:02~13:00)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

それでは質疑に入ります。

渡辺久治委員

89ページの2款1項3目、地域密着型介護サービス給付費、これはグループホームの費用と考えてよろしいですか。

中野介護長寿課長

はい、そのとおりです。

渡辺久治委員

先ほどちょっと言われたのが、ちょっとよく聞いてなかったものですから。今、グループホームは阿久根市に幾つあって、滞在されている方が何人いらっしゃるか、グループホームごとにわかれば教えてください。

中野介護長寿課長

今、グループホームは市内に7カ所、2月末時点での入所者は全部で96名です。

施設ごとに申しますと、風の詩が9名、風の丘が9名、桃の家が15名、ポインタが9名、はまなすが18名、はまゆうが18名、それから花が18名です。

渡辺久治委員

この給付費の6億8,900万あまりですけど、これは大ざっぱに言えばおおむねこの7事業所で人数割で給付されていると考えればいいですか。

中野介護長寿課長

1問目のときに地域密着型介護サービス費についてはグループホームかというところでございますけれども、実は、グループホーム、プラスですね、小規模多機能型居宅介護と介護老人福祉施設も含めてこの中に入っているということでございます。それで、小規模多機能型居宅介護については、昴和苑、コミュニティーの杜、希望の杜脇本が3カ所あって、介護

老人福祉施設には満青とあかりが入ってきます。

渡辺久治委員

足せば12になるんですね。

中野介護長寿課長

それらを含めてですね、今の入所者、計というのは226名になります。内訳を申しますと、小規模多機能型居宅介護の昴和苑には22名、コミュニティーの杜には23名、希望の杜脇本には28名、満青には28名、あかりには29名という内訳になります。

渡辺久治委員

グループホームとこの多機能のあれとはまた色合いが違うとは思いますが、大体人数割というか、施設割でこの給付費が給付されているというふうにおおむね考えてよろしいですか。

中野介護長寿課長

実は介護保険には要支援から要介護5まであるんですけれども、その介護度によってその給付費の額がまた違ってくるところがございますので、例えば、介護の重度の方が入ってらっしゃるところにはそれ相応の給付費が支払われるという形になります。

渡辺久治委員

この全ての給付費が介護度に応じて全て給付されているというふうに考えてよろしいですね。

中野介護長寿課長

そういうことです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

竹原恵美委員

最初のところで総括に人数とか費用のまとめを説明してくださったときに、少し気になったのが、居宅介護の費用が減になったということを知ったと思います。居宅介護をふやしていこうという方針であったように思ったんですけれども、現実的には居宅介護は減って、入所なりほかの方法がふえたというふうに傾向がとれるもののでしょうか。

中野介護長寿課長

今、竹原委員がおっしゃるとおりなんですけれども、29年度の予算と、それから27年度、28年度の実績を比べていったときに、居宅介護の費用が減少してきているという状況があるところです。この原因につきましては、実際のところが在宅での認定者のところが、居宅で介護サービスを受ける方が若干減少してきているという形と、それと認定率が若干低くなっている。29年度比べれば、29年度が少し給付費が増加する予想で組んであったところで、実際にはそれが若干減ったということで、それに実態に合わせて30年度は組んだということです。

竹原恵美委員

これからも方針としては居宅介護をふやしていこうとするのであれば、どの辺に課題があって、どういうふうな方針というか、御希望に沿ってということを実態動いていけば、全体の方向性をつけるのは難しいんだろうけれども、居宅介護をふやしていこうというのであれば、どういうふうな方法をとっていかれて、方針を進めていかれる予定でしょうか。

中野介護長寿課長

今、全国的な流れていきますと施設が足らないと、どうしても在宅で見なきゃいけないという状況が大きくなってきて、まあ地域包括ケアシステムとよく言いますが、そういった連携をとりながら在宅での介護を支援しようという向きにあるんですけれども、本市の状況につきましては、先ほどちょっと申し上げたけれども、高齢者数が今一番ピークを迎えて、もう過ぎようとしている。それから、前にも少し言いましたが、少し認定率が若干減ってきているという裏返しのところには少し元気な高齢者の方もふえてきてらっしゃるとい

うところでは、介護が必要な方は居宅介護を充実しなければいけないんですけども、うちについては居宅介護サービスの部分について、施設の利用も考えないといけないんですが、施設についても待機者がだんだん減ってきている状況でございます。施設を利用するとそれなりの負担もふえますので、なかなかそちらには入れないという方もいらっしゃいますけれども、在宅においてもこれをふやすという考えではなくて、元気な方を少しでも支援してやって、介護が必要ない状況に持っていかないといけないと。それでもって相対的な介護運営費というのを減らしていこうと、そういう考えでいるところです。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第27号について、審査を一時中止いたします。

(介護長寿課退室、農業委員会入室)

○議案第23号 平成30年度阿久根市一般会計予算

牟田学委員長

次に、議案第23号を議題とし、農業委員会所管の事項について審査に入ります。

局長の説明を求めます

谷口農業委員会事務局長

議案第23号、平成30年度阿久根市一般会計予算のうち、農業委員会が所管する歳入・歳出予算の主なものについて、御説明いたします。

それでは、まず、歳出について御説明いたします。予算書の74ページをお開きください。6款農林水産業費1項1目農業委員会費の予算額4,504万2千円は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名と職員4名分の人件費が主なものであります。1節報酬1,974万2千円は、農業委員12名と農地利用最適化推進委員7名の19名分の報酬であります。19節負担金補助及び交付金19万5千円の主なものは、県農業会議拠出金15万3千円であります。

次に、予算書の80ページをお開きください。8目農業者年金事務費59万円は、農業者の老後の安定を図るため、農業者年金の裁定請求等の進達並びに年金加入促進活動にかかわる一般事務費で、11節需用費31万6千円が主なものでございます。農業者年金加入促進の事務用品などが主なものでございます。

次に、予算書の82ページをお開きください。12目農地利用対策事業費297万4千円は、機構集積支援事業に係る事務費が主なもので、農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するため、遊休農地の所有者の利用意向調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援するものであります。主なものといたしまして、1節報酬175万1千円及び4節共済費28万7千円は、農地台帳の整備や農地に関する地図の更新作業及び農業委員並びに農地利用最適化推進委員からの活動報告の取りまとめ等を担当する嘱託員に係るものであります。9節旅費44万6千円は、農業委員等の2年に1回実施されます先進地研修の旅費であります。

次に、歳入について御説明いたします。予算書の22ページをお開きください。12款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料6万8千円は、受理証明ほか7種類の証明などの発行手数料であります。

次に予算書の26ページをお開きください。14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金1億9,262万円のうち農業委員会所管分につきましては、1行目の農業委員会費の143万円で、農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する事業等について、市町村農業委員会が業務を行う経費として交付される補助金であり、充当先は農業委員及び職員の人件費でございます。次に下から3行目になりますが、機構集積支援事業費

の296万9千円につきましては、農業委員会による農地の集積・集約化の推進に必要な経費を支援するために交付される補助金でございます。その下の国有農地等管理処分事業交付金の2万5千円につきましては、県が行っている自作農財産の管理において現地調査の案内など、財産管理事務の協力を行っている市町村に対して交付されるものでございます。

27ページの上から4つ目になります。農地利用最適化交付金の1,058万9千円につきましては、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に対して、報酬を上乗せして農地利用最適化交付金が交付されるものです。

次に、予算書の28ページをお開きください。3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金のうち農業委員会所管分は、市町村権限移譲交付金27万1千円で、昨年4月から主に農地転用に関する農地法第4条及び第5条関係の権限移譲を受けたことに伴います権限移譲交付金でございます。

次に、予算書の31ページをお開きください。19款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入の360万6千円のうち、農業委員会所管分は、農業者年金基金からの事務委託費59万円でございます。

次に、32ページをお願いいたします。19款諸収入5項4目雑入20節雑入のうち農業委員会所管分は、33ページの中ほどにあります全国農業新聞普及推進助成金4万2千円で、全国農業会議所から農業新聞普及活動費として交付されているものであります。

以上で、説明を終わりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

牟田学委員長

局長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[発言する者あり]

渡辺久治委員

26ページの14款2項5目、下から3番目の機構集積支援事業費、これは農地を集積するのに委員の方々に払うお金だと思うんですけども、どんなふうにして支払われるかを教えてください。どんな成果に対してですね。

谷口農業委員会事務局長

先ほど農地利用対策事業費、最初のところで申しました297万4千円というのがあるという話で、いろいろとですね、この中で嘱託職員を1人雇っております。そういったものへ充てておりますので、一応そういうことの経費に使っております。

渡辺久治委員

これは嘱託職員の給与ですか。この機構集積支援事業費。

谷口農業委員会事務局長

そういうことでございます。

渡辺久治委員

はい、わかりました。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、農業委員会所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(農業委員会退室、農政課入室)

牟田学委員長

次に、議案第23号中、農政課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます

谷口農政課長

それでは、議案第23号、平成30年度阿久根市一般会計予算のうち、農政課が所管する歳入歳出予算の主なものについて御説明いたします。

初めに、平成30年度の新規事業について申し上げます。新規事業はハード事業において農村地域防災減災事業を活用し、大漣地区の古田ため池と黒之上地区の黒之上ため池の整備に着手をします。この事業は県営事業で、平成29年度に国のヒアリングを受け平成30年度から平成33年度までの総事業費6,460万円の事業で、平成30年度は事業費1,800万円に対して市は18.1%の負担金305万8千円を負担するものでございます。

それでは、歳出について御説明いたします。

予算書の74ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費の予算額8,715万7千円は、職員14名の人件費が主なものでございます。

予算書の75ページをお開きください。19節負担金補助及び交付金の説明欄4番目、事業費等負担金の予算額15万4千円は、第69回日本学校農業クラブ全国大会が鹿児島県内で10月23日から25日までの3日間開催されることになっており、大会の経費を見込んで県内市町村に大会事務局から特別負担金等の協力依頼があり、予算化したものであります。3目農業振興費の予算額1億9,163万5千円のうち主なものについて御説明いたします。1節報酬450万5千円のうち農業専門指導員2名の嘱託員等報酬444万円が主なものでございます。

19節負担金補助及び交付金の予算額1億8,479万2千円は、鳥獣被害防止対策協議会補助金、以下19の事業費補助及び交付金等が主なものでございます。補助内容等につきましては、100万円以上の事業について御説明させていただきます。まず、鳥獣被害防止対策協議会に対する予算額945万8千円は、鳥獣被害対策として緊急捕獲活動支援事業・鳥獣防護柵及び箱わな購入に対する補助金の交付で、補助率は国費100%でございます。次に、農業・農村活性化推進施設等整備事業の1,970万4千円につきましては、農家の農業機械等の過剰投資を抑制し、農業経営の安定を図るために、農業施設及び農業機械等の導入を図る農作業受託組合等に対し補助金を交付しているものでございます。負担割合は、県が3分の1、市が6分の1を負担しているところでございます。次に、農作物鳥獣害防止施設整備事業の232万5千円のほか、耕作放棄地解消対策事業の300万円、ジャンボタニシ駆除対策事業105万円につきましては、いずれも市単独事業でありまして、それぞれ事業費の2分の1を補助し、農家の経費負担軽減や経営の安定のために助成しているものであります。なお、耕作放棄地解消対策事業につきましては、草刈りや障害物除去、抜根整地等のほかに、10アール当たり5万円の営農定着及び土壌改良等に係る農業生産活動の助成もでございます。

次に、活動火山周辺地域防災営農対策事業の1億617万4千円につきましては、降灰防止対策として、被覆施設や洗浄施設等の導入整備に対する県の補助事業でございます。平成30年度は、阿久根第4園芸生産組合がハウス5棟、農事組合法人京田園がハウス4連棟を1棟整備する計画であります。補助率は、県の補助が65%となっております。次に、連作障害対策土壌消毒事業の239万1千円につきましては、実エンドウ、ソラマメ、たばこ、イチゴの連作障害対策として土壌消毒を実施したとき、薬剤等の必要経費のうち4分の1を補助している市単独補助事業でございます。次に、機構集積協力金交付事業の633万3千円につきましては、平成26年度から始まりました農地中間管理機構事業でございます。内容は、機構に農地を貸し付けた地域や個人を支援することで、担い手への農地集積・集約化を加速させ経営の安定を図るための事業で、国からの補助金を交付するものでございます。平成30年度は波留西田地区を初め、7地区を計画しているところでございます。次に、農業活性化事業の60万円は、阿久根市内で生産される新鮮な実エンドウやソラマメを中心とした試食や即売会の春の農業祭と農産物の収穫体験を通して、地元農産物の魅力を発信し、阿久根のファンをふやす農業体験ツアーに対する運営補助で、今年度は家族を対象に農業・水産体験ツアーを新たに実施することで本市の農業・水産業の活性化へつなげるものでござ

います。

次に、77ページになります。中山間地域等直接支払交付金の771万5千円につきましては、瀬之浦下地区ほか14地区において協定を締結されている中山間地域等直接支払制度の事業施行に対する交付金であります。補助割合は、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1であります。次に、壮年世代新規就農給付金の400万円につきましては、新たに農業経営を開始する45歳以上55歳未満の者に対し、年額100万円を最長2年間交付する市単独事業で、受給中の3人と新規2人分を計上いたしました。次に、農業次世代人材投資事業交付金の1,575万円につきましては、新たに農業経営を開始する45歳未満の方に対し、年額150万円を最長で準備型2年間、経営開始型5年間について国が補助金を交付するものでございます。現在、経営開始型を11名に交付しておりますが、平成30年度も新たに1人分を見込み12人分を計上いたしております。平成30年度は、新規就農者の予算を当初2名と見込んでおりましたけれども、29年度中に新たに支給したことにより新規分予算が1名となりましたが、平成30年度においても新規申請が2名以上の場合は補正予算で対応したいと考えておりますので、どうか御理解いただきたいと思っております。次に、荒廃農地等利活用促進交付金の110万円につきましては、国の補助事業であります荒廃農地の再生利用活動に対する補助であり、補助率は55%です。市単独事業であります耕作放棄地解消対策事業と同様、障害物除去、整地、土壌改良等に、10アール当たり5万円の助成するものでございます。

次に、4目畜産費の予算額3,999万4千円のうち主なものについて御説明いたします。19節負担金補助及び交付金の子牛生産出荷奨励事業の174万円につきましては、子牛生産農家の子牛を出荷する際の市場手数料を助成するもので、1頭当たり3千円を助成しております。次に、食のまち阿久根ブランド力強化事業707万5千円は、3回目となりますバーベキュー大会の事業費補助で、華鶴和牛の浸透と地域経済の活性化を図り、生産者の生産意欲向上と畜産の振興を目指し、食のまち阿久根からの情報発信として来場者3千人規模のバーベキュー大会を開催するためのものでございます。次に、21節貸付金の素畜導入資金の3千万円につきましては、元金を市がJAへ資金を貸し付けし、畜産農家が低利で素畜導入を円滑にするための導入資金で、1頭当たりの貸付金限度額は70万円でございます。

次に、予算書の78ページになります。5目農地費の予算額6,037万3千円のうち主なものについて御説明いたします。まず、11節の需用費の修繕料の180万4千円につきましては、折多排水機場の非常用発電機点検整備などの費用でございます。次に、13節の委託料の243万1千円につきましては、折多排水機場維持管理業務以下、そのほとんどが農業用施設の維持管理に関するものでございます。次に、15節工事請負費の75万6千円は、農道牛之浜2号線の排水路改修工事を計画しているものでございます。

次に、予算書の79ページになります。19節負担金補助及び交付金の5,055万9千円は、阿久根地区危険物安全協会以下4協会等の運営費等の負担金と、県営事業のため池整備ほか3事業に対する事業費負担金などであります。このうち主な事業といたしましては、県営ため池整備事業の305万8千円ですが、農村地域防災減災事業大漣地区のため池整備で、先ほど申しました平成29年度に国のヒアリングを受けまして、平成30年度からの事業になります。次に、農業競争力強化基盤整備事業中山間地域型阿久根南部地区の2,368万円につきましては、平成28年度事業採択を受けました県営事業になりますが、平成30年度に予定されている生産基盤の事業費に係る市負担金でございます。次に、市単独土地改良事業の556万5千円につきましては、国や県の補助事業に該当しない事業のうち地域が事業主体となって実施する農業・農村の整備事業に対し、市が70%補助している事業であります。平成30年度は、生活道路整備を陳之尾地区、農道整備を槁之浦西地区ほか5地区実施する計画でございます。次に、多面的機能支払交付金1,768万8千円につきましては、農地維持支払交付金は折多校区の自然を守る会ほか25地区と、資源向上支払交付金

の共同活動は21地区と、また、資源向上支払交付金の長寿命化は3地区と協定を締結しております。なお、本事業に対する負担割合は、国が50%、県と市が25%ずつとなっております。

7目ダム管理費の予算額334万5千円は、高松防災ダムの洪水調節や高松川流域に設置しておりますダム関連施設等の維持管理及び保守点検等の管理業務費で、11節需用費の光熱水費121万2千円は、ダム管理事務所のほか、各警報局、水位局、雨量局の電気代が主なものあります。13節委託料の142万6千円は、高松ダムの無線設備の保守点検業務と高松ダムに設置している非常用予備発電装置の電気工作物保安管理業務の委託料でございます。

次に、80ページになります。9目農林業振興センター費1,421万4千円は、農林業振興センターの管理、運営に係る一般事務費で、11節報酬126万円につきましては、農林業振興センターに配置しております農業専門指導員の報酬でございます。7節賃金629万6千円は、農林業振興センターの作業員4名分の賃金でございます。15節工事請負費310万円につきましては、農業栽培施設1号ハウスの硬質フィルム張替工事で、経年劣化に伴い雨漏りが発生しているため張り替えるものです。

次に81ページになります。10目農村環境改善センター管理費451万7千円は、農村環境改善センターの管理、運営に係る一般事務費で、11節需用費の220万9千円につきましては、光熱水費の192万円が主なものでセンター内の電気料でございます。13節委託料199万6千円の主なものは、農村環境改善センターの施設管理及び清掃作業業務委託料でございます。11目西目地区集会施設管理費522万3千円は、西目地区集会施設の管理事務費で、13節委託料385万円のうち、主なものは清掃作業等施設管理業務委託料であります。

次に、82ページの13目折多地区集会施設管理費368万1千円は、折多地区集会施設の管理事務費で、13節委託料224万9千円のうち、主なものは清掃作業等施設管理業務委託料でございます。

次に、予算書の123ページをお開きください。11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費150万円は、国の補助事業に該当しない緊急に復旧を要する農業施設災害に対する予算措置でございます。主なものは、14節使用料及び賃借料の95万円で、土砂等の除去作業に必要な重機借上料でございます。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

予算書の19ページをお開きください。11款分担金及び負担金1項1目1節の農業費分担金290万円は、阿久根南部地区事業実施に係る受益者分担金290万円でございます。20ページをお開きください。12款使用料及び手数料1項4目1節農業使用料116万1千円は、農村環境改善センターの施設使用料38万円と、西目地区集会施設では施設及び運動広場のナイター施設使用料40万円、また、折多地区集会施設の施設使用料38万円を見込んだものでございます。

次に26ページをお開きください。14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金1億9,262万円のうち、農政課所管分について御説明いたします。新たな水田農業確立推進事業費を含む17の事業実施に伴う県補助金でございます。補助受入額が100万円以上について説明いたします。まず、中山間地域等直接支払制度事業費の578万5千円につきましては、中山間地域等直接支払制度事業を実施しております瀬之浦下地区を初め市内の15地区に対する、国、県分の補助金の受入額であります。次に、農業・農村活性化推進施設等整備事業費の1,313万7千円につきましては、産地づくり対策として、5地区（訂正あり）の事業実施に伴う県補助金でございます。補助率は、農業用機械等の購入で県が3分の1、市が6分の1、受益者負担が2分の1ということになっております。次に、農業者経営所得安定対策推進事業費の186万円につきましては、農業者経営所得安定対策推進事業の実施に伴う国の補助金でございます。次に、活動火山周辺地域防災営農対策

事業費の1億617万4千円につきましては、阿久根第4園芸生産組合がハウス5棟、農事組合法人京田園がハウス4連棟を1棟、整備に対する県補助金で、補助率は事業費の65%でございます。次に、鳥獣被害対策実践事業の940万8千円につきましては、鳥獣被害対策緊急捕獲活動支援事業、鳥獣防護柵、それから箱わなの購入に対する県補助金でございます。補助率100%でございます。次に、多面的機能支払交付金1,326万5千円につきましては、農地維持支払交付金や、資源向上支払交付金の共同活動及び資源向上支払交付金の長寿命化の活動に取り組まれている地域や団体等を支援する事業に対する国、県分の補助金の受入額でございます。

次に27ページ、機構集積協力金交付事業費633万3千円につきましては、農地中間管理機構事業でございます。内容は、機構に農地を貸付けた地域や個人を支援することで、担い手への農地集積・集約化を加速させ経営の安定を図るための事業で、国からの補助金の受入額であります。次に、地域振興推進事業費343万7千円につきましては、食のまち阿久根ブランド力強化事業で、昨年に引き続き実施します第3回バーベキュー大会の事業費補助で、地域のブランド牛である華鶴和牛を初めとした山から海までの豊富な幸を用いた3千人規模のバーベキュー大会を実施することで、食を活かしたまちづくり食のまち阿久根のブランドイメージを確立するとともに、交流人口の拡大を図ることを目的とし、補助率は2分の1でございます。次に、農業次世代人材投資事業費の1,575万円につきましては、新規就農者に対する国の青年就農給付金で、年間150万円の定額補助12名分を予算計上したところでございます。補助率は100%でございます。荒廃農地等利活用促進交付金の110万円でございますけれども、国の補助事業でございます。荒廃農地の再生利用活動に対しての補助であり、補助率は55%です。市単独事業であります耕作放棄地解消対策事業と同様、障害物除去、整地、土壌改良等に10アール当たり5万円を助成するものでございます。

次に28ページをお開きください。14款県支出金3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金の43万7千円のうち、海岸保全区域に指定されております折口と飛松海岸における施設等の管理費として16万6千円、県から委託金として交付を受けているものでございます。

次に、29ページにあります15款財産収入1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の1,726万4千円のうち農政課所管分は、下から8行目の基金利子・肉用牛特別導入事業基金分の4千円でございます。

次に、30ページになります。15款2項財産売払収入3目生産物売払収入1節生産物売払収入1,450万円のうち農政課所管分は、農林業振興センターにおける花、苗等の売払収入220万円でございます。

次に、31ページになります。19款諸収入3項2目1節農業費貸付金元利収入3千万6千円は、素畜導入資金としてJA阿久根事業所及び三笠事業所への貸付金3千万円の元金との貸付金の利子分でございます。4項4目1節農業費受託事業収入、農地中間管理機構事業費301万6千円につきましては、事業を推進するための人件費を含む事務費で、国からの補助金の受け入れ額でございます。

次に、33ページになります。5項4目20節雑入のうち農政課所管分は、下から12行目の特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に係る返戻金10万円、34ページ上から8行目の折多地区集会施設自動販売機電気料の2万4千円、その3つ下の西目地区集会施設の太陽光発電に伴う売電収入12万円でございます。

次に、35ページをお願いいたします。20款市債1項5目農林水産業債1節農業債の1,750万円は、県営農地整備事業債1,480万円は、阿久根南部地区の生産基盤事業費の10%について過疎債が適用され充当率は100%でございます。次の、農村地域防災減災事業債の270万円は、ため池整備事業の実施に伴う一般公共事業債で充当率は90%でございます。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。

竹原信一委員

いかくら阿久根の件なんですけれども、水産林務課と農政課の役割分担ということ、ちょっとどういうふうになっているか教えていただけませんか。以前、議会に提出された有害鳥獣捕獲に係る補助金の適正処理等についてという、指導というこの文章には、阿久根農政という印がある。これは農政課が企画したものなんでしょうか。そこの辺も含めて、農政課と水産林務課のジビエというか、いかくらに対するかかわり方を教えてください。違いというか、役割分担と教えてください。

谷口農政課長

鳥獣害防止実践事業、農政課で扱っているのはこの一つでございます。国からの上乗せ分として、いわゆるイノシシ、シカの捕獲に合わせて、1頭分、成獣であれば8千円、幼獣は1千円という、その交付をするのが農政課ではそれが一つでございます。農政課のほうでは、いかくら阿久根にじゃなくて、阿久根市の有害鳥獣捕獲協会、それから三笠の捕獲協会、それぞれに交付をしております。それから、この文書の関係でございますけれども、やはりこの事業というのが国費100%でございます。そして、御存じのように、2月の20日、21日、22日と新聞報道等に出てまいりました。それからテレビでも出てきました。そういったところで、事実関係について20日の日に会長のほうもお呼びして事実関係間違いないですかということも確認したところで、私どものほうは国からの補助事業も当然ありまして、そういったところでは何らかのきちんとしたところで事実確認をしたのち、指導的なものを行わなければならないんじゃないでしょうかといったところで、合わせて農政課と水産林務課も同等なような内容でございましたので、しっかりと文書できちんとここは呼び出しをしてやらないかんとということで、あたってございまして。

竹原信一委員

事業ごとに、いかくら、あそこに、協会の名前は違っててもですよ、事業ごとに担当課が違って、対応が違っては困るわけですよ、ね。向こう側も、これは農政課だから、これは水産林務課だからということ、対応を変えても困るわけで、統一した態度というのがちゃんと了解されているのかなということが非常に疑問なんです。例えば今回、きょうの新聞にジビエ利用拡大、モデル指定、阿久根など全国で17地区、大きく出たのがありますけれども、これも恐らく農政課ですかね、ね。こういうことも含めて一括の視点で指導しないことには、どうにもならないんですよ。わかりますでしょう。そして、まず指摘させていただきたいのは、報道となったことは遺憾でありますというものの考え方ですよ、ね。問題は報道ではないでしょう、ね。不正を行ったことが問題であって、ね。指導する理由も不正を行ったことなんでしょう、ね。そして文章のやりとりというのがこんな調子じゃ困るわけですよ。そして向こうの対応も文書でもらわないかんですね、この指導に対して。そして、これを出した後に出てきた事象もございましたよね。市長の発言は、この体制では信用できないと、犯罪性も認識しているという発言もございました。これらのことを踏まえてですね、阿久根市は指導文書を出さないかんでしょう。それはまだ出してないんですか。向こうに何を対応を求める、あるいは体制を、そういった当然向こうからの返事がなきゃいかんじゃないですか、指導でしたら。そういったやりとりはどうなっているか教えてください。

谷口農政課長

先だって皆様方に配布をいたしました協会への指導の文書、それから3月2日付です、阿久根市有害鳥獣捕獲協会会長、牧尾正恒、それから、一般社団法人いかくら阿久根会長、牧尾正恒、両団体のほうから、今後、読み上げてみましょうか。平素は格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。私のほうで関連書類を精査したところ、今一度詳細な調査が必要と認識しましたので、確実な実態調査を行った上で、結果報告につきましては迅速かつ正確に

御報告申し上げます。取り急ぎ、書面にてお詫び申し上げます。文面につきましては両方の団体からも同じ内容でございます。それを受けて、この後も報道等もございましたので、今、今度は水産林務課のいわゆる活動日数でしたか、それから解体処理費のいわゆる水増し分というものも明らかになってきたといったところで、それについては文書を今出そうということで、今決裁に回っているところでございます。

竹原信一委員

牧尾正恒さんの名前が出された文書、何をお詫びしているのかわからないような文書ですよ。こんないい加減な返事になってしまうのは、やっぱり阿久根市が出したこの文書がいい加減だからですよ、ね。不正をやっていることを確定させないからずっとこんな調子なんですよ。あなた方がほんとにね、責任逃れというか、担ってないという感じがしますよね。こんな状態で国からの補助金が決まりました。恥ずかしくてしょうがないじゃないですか、ね。そして、やりとりの文書をいつごろ出すつもりなんですか、向こうに対して指導の文書は、今度の。

谷口農政課長

けさ私の机に決裁が回ってまいりましたので、あとは甲決裁まで行ってから発送するという形になっていると思いますので、ここ1日、2日のうちには出されるというふうに思っています。

竹原信一委員

議会として資料請求したいと思えますけど、いかがでしょう。出してもらいますか。

牟田学委員長

その決裁文書のやつ。

竹原信一委員

決裁文書。

谷口農政課長

今、水産林務課がこちらのほうの関係をやっておりまして、そちらのほうからまた回答していただくということになるかと思えます。

竹原信一委員

わかりました。

牟田学委員長

いいですか。

ほかに。

中面幸人委員

ページ76ですね、6款1項3目19節、鳥獣被害防止対策協議会についてですね、ちょっとお尋ねいたします。まず最初にですね、言っときたいのはですね、この鳥獣被害対策事業、いっぱいこの制度がありますけれども、まず基本的には農家の農林水産物を守るための制度ということですね、今、先ほどもあったけど、新聞報道で例えば利用拡大へ阿久根などがモデル指定に農林水産省のほうでなっておりますけれども、こういうふうになるまでにはですね、やはり、行政はもちろん、捕獲協会、あるいはいかくら、そして捕獲協会の会員たちですね、努力によってですね、こういうふうになるわけですから、基本的には農業の、農家の農林水産物をイノシカから守るためのそういう制度だということも十分ですね、認識した上で話をしたいと思えます。まずですね、今、いろんな問題について課長から説明ありましたけれども、まず一つはですね、今、例えば16日からですかね、捕獲協会等について調査をするということで、この間の一般質問でもございましたけれども、やはりですね、今回の議会がですね、23日が最終本会議ですので、そのときにやっぱりしっかりと議決するにはですね、やはりそれまでにはやっぱりそういういろんな調査事項というのは上がってこなければちょっと難しいのかなというふうに思ったりもしますけれどもですね、その辺も含めながら調査事項については早目にですね、していただきたいというふうに思っております。

そこです、例えば先ほどの緊急捕獲活動支援事業について、これについては国からの100%の補助で、1頭当たり成獣のイノシシ、シカ等について8千円の捕獲金が支給されるというものでございますけれども、この捕獲頭数についてですけれどもですね、これはやはり水産林務課も一緒に捕獲頭数については、農政課も一緒に共有するものですか。

谷口農政課長

私どものこの緊急捕獲事業の国からの補助金に関しましては、他の自治体で疑惑を招くような報道等もされまして、当然そういったこともあったといったことで、国からの指導もございまして、個体数を写真に収める際には全て右向きで、右上のおなかを出してと、同じ方向で撮って出せというのがございまして、それを徹底させていると。私ども29年度分につきましてですけれども、実際申請を上げる際にも、昨年10月末までの分の個体数になるものですから、それについてはそういった形で確認をさせていただいて申請を上げました。今回、こういう問題等が出てまいりましたので、やはりもう1回調査をせないかんといったことで、その個体数について写真等も調査をしました。それから、県のほうも3月1日に本庁、それから北薩地域振興局からも合計4名お見えになりまして、これまでの緊急捕獲の頭数等については全て書類、写真等も見ていただきまして、特に問題ないということで回答をいただいております。それから、この一連の報道を受けまして、支払方法として県のほうにもいかが取り扱うべきでしょうかといったところで、市としても払うべきものは払わないかんし、払えないものは払えないと。しかし、今の時点としては個体数についてはしっかりと確認ができていますといったところも言えるといった部分であれば、それについては国のほうも、県のほうも支払いをしてもいいということでございまして、一応、29年度分については、その分については支払いをします。ただし、この活動のとかいったものではなくて、捕獲をしたものについては、この個体数は会員の皆さん方がそれぞれ捕獲をした分についてでございますので、そこがきちりと確認がとれれば後は支払方法をどうするかといったものでございまして、その協会というものも非常に私どもの中ではまだ、しっかりと不透明感というのが残っておりますので、今回の29年度の残されている今から交付しようというものにつきましては、会員それぞれお一人お一人に現金で支払いたいというふうに考えております。今後につきましても、これ以降についても同じような取り扱いにするか、あるいはそれぞれお一人お一人通帳番号を出していただき、その通帳に振り込んでいくと。その後、協会が何らかの手数料なり、会員同士で取決めごとをされて、徴収されるかという分についてはそれぞれで、協会ごとに話をさせていただくと。基本的にはそれぞれの会員にしっかりと上乘せ分は届くという形をとりたいというふうに考えているところでございます。今実際も、昨年は1月から6月までの分は実質支払われておりまして、6月から10月末までの分が残っておりまして、それについてはそういう対応をさせていただきたいと考えております。

中面幸人委員

私はですね、いわばいろいろ協会とか市民がですね、いろいろ疑問に思っているところもあります。調べていただきたいのがですね、例えば平成29年のですね、平成29年2月1日から3月15日ですね。普通であれば猟期の11月1日から2月15日ですね。イノシシとシカについては2月16日から3月15日までは獲っていいということらしいですけども。この猟期の期間中に、以外に今まで例えばそういう捕獲の謝金等は払っていたところを、例えば平成29年の2月1日から3月15日までは頭数111頭を捕獲している。これについて、今まで従来は例えば猟期間中に捕獲したのは払ってないのに、29年の2月1日から3月15日までの110頭については払うということについて、どういうふうな処置がされたのかですね。それが一つですね、あと一つみんなが不信に思っているというのが、例えば捕獲謝金の配分計画書みたいなのがあってですね、それに各それぞれの会員等の三文判みたいなのがだあと押されているのを確認しましたけれども、これについては、例えば報道等では言われている、例えば期間中に何ですか、いわば出ていった謝金、確認に行った1日千

円というそれ以外のもので、例えば捕獲の謝金のそういう配分をどうするかということについての、それをこう押したのを見ましたけれども、それは例えば会長をされている阿久根市鳥獣被害対策防止協議会の会長がつけられたのか、それとも捕獲協会でつけられたのか、その辺あたりを調べてほしいなというふうに思っております。

牟田学委員長

この際、暫時休憩します。

(休憩 14 : 10 ~ 14 : 20)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたしますが、委員の方に申し上げます。当初予算についての質疑であります。関連もあると思っておりますけれども、簡潔に要約して質疑を行っていただきたいと思っております。

それではまず、農政課長の訂正と答弁を求めます。

谷口農政課長

先ほどの説明で、26ページの農業農村活性化推進施設等整備事業費の中で、来年度予定されているのを4地区と申しあげましたけれども、5地区の間違いでございましたので訂正させていただきたいと思っております。

それから、先ほど中面委員さんからの御質問でございました。一つ目は昨年、29年2月1日から3月15日までの猟期中の捕獲指示の関係でございましたでしょうか。それについては水産林務課がこの件につきましては捕獲指示を出すようになっておりますので、水産林務課からまた後ほどお尋ねいただければというふうに思います。それから配分計画の印鑑の問題でございまして、これにつきましても、協議会のほうで、私が会長を務めております協議会のほうで提出をしていくわけでございますが、それに提出する書類の中の一つの書類としてつけております。この印鑑につきましては、例年、水産林務課のほうに捕獲隊の皆さん方が届出をされます。そのときに毎年、高齢化になられてもうやめられる方、それから新たに加わる方、毎年人数も名簿も変わってまいります。その名簿を参考に水産林務課のほうで事務処理上つくっていただいて、あとは捕獲協会のほうで印鑑をついていただくということになっております。ただ、私ども農政課のほうとしてはちゃんと協会にもそういった旨、特に8千円については25%、それからアナグマ、タヌキ、あるいは幼獣については20%というのが数字が入っておりますので、それについてはちゃんと会員の皆さん方にしっかりと説明をされて、印鑑もつかれたものが私どもには届いているとそのような認識をしておりましたので、再三、この間にも会員の皆さんからもいろいろと何も説明を聞いていないとか不満の声もたくさん聞いてましたので、私も会長には何回となく言ったことがございます。水産林務課長も、もう毎日のように2時間、3時間はざらで、何とか改善を図るような話をされてきたということも私も聞いておりますけれども、それにもかかわらずこのような状況に至ったというのは、まさに会長が会員の皆さん方にしっかりと説明がされていなかったというのがあからさまになったんじゃないかなと、私はそのように感じております。今回につきましても、本来なら支出についていかなものかというところも含めて、私も県にも確認をとりました。それからジビエの関係でもモデル地区の話もございましたけれども、これについても本来ならどうでしょうかといったところを、辞退すべきじゃないのかという部分も含めて県にも相談を差し上げておりましたところ、国からもですね、このジビエの倍增モデル地区のマスタープランの選定結果についてということで、3月9日付で標記の件についてということで、ジビエ倍增モデル地区マスタープランの選定結果について、標記の件についてジビエ倍增モデル地区マスタープラン選定選考委員会による審査の結果を踏まえて、貴コンソーシアムの計画をジビエ倍增モデル地区マスタープランとして選定し、モデル地区としましたのでお知らせいたしますというのが、農林水産省農村振興局長名で届いていると

ころでございます。

中面幸人委員

今、課長が答えられたことについて私も安心しますけれども、せっかくですね、このジビエ肉についてはですよ、例えば阿久根市でも地方創生の分でも上げられていますよね。今、課長は辞退したらという話もされますけれども、ここまでもってくるにはですね、相当やっぱり長年の経過があって、それぞれ先ほど言ったように行政もそういう、例えばいかに、捕獲協会というのがですね、会員も含めて努力されてるわけだから、ここまでするにはもう大変だと思うんですよ。だから、せっかくだったらですね、悪かったところは直しですよ、是正して、そういうしっかりとすればですね、私はもう受けてもいいと思いますよ。しっかりと是正しなきゃいかんところは是正した上でですね。だから私はこれは受けていいと思います。

牟田学委員長

いいですか。

中面幸人委員

わかりました。そんなか29年の2月1日からの捕獲頭数については水産林務課のほうにお聞きをしたいと思います。それでは、例えば先ほど言いました捕獲謝金の配分計画のいわば会員の印鑑については、書類はつくってしっかりと協会のほうにやって、協会のほうで印鑑を押されたわけですね。その辺あたりが自分たちは知らんところではと。例えば、協会の捕獲隊についてはしっかりとその中で支払いも、8千円のうち2千円は引いた上で払ってるということを聞いたりしておりますので、この阿久根の捕獲協会の場合はしっかりと説明をしていなかったから会員からですね、そういう話が出たわけであってですね、それについてはほんなか書類をつくったのは協議会で、この防止対策協議会でつくって印鑑は捕獲協会のほうでうたれたちゅうことで間違いはないですね。

谷口農政課長

先ほどからそういうふうに回答していると思います。

牟田学委員長

中面委員、そういうことだと。いいですか。

中面幸人委員

はい、わかりました。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

竹原恵美委員

これから調査を入るといふのを水産林務課で聞いたんですけども、もうすぐ3月15日で猟期が終わって、その後って猟期外になるらしいんですが、この動き、運営は何かとめたりするような予定があるんですか。淡々と今農家が駆除してほしいという連絡があれば、淡々と実行されるというふうに思っているんでしょうか。

谷口農政課長

今、疑惑が出ているとしては、水産林務課の関係かなと私は認識しております。農政課の分については私ども調査をやって結果、特に問題ないと。捕獲頭数についてはちゃんとされてると認識しております。ただ、今後の執行については確かにタケノコ等非常に出荷が始まる中で、イノシシの食害、あるいはボンタンの葉っぱのシカの食害、そういったものでいけば非常に農家さんが一番悩んでいらっしゃるというか、困っていらっしゃるというのは私も認識しています。ただ、今の状況の中で捕獲指示を出すか、出さないかのところについては、まだ不透明な中で事業執行はできないものという認識をしているという市長の答弁でもございましたので。ただ、協会の皆さん方がそれは自分たちもボランティアでもいいからやりたいと、やらせてくれというような話があるとすれば、それは可能じゃないかなと私は思います。

竹原恵美委員

ボランティアでとおっしゃいますけれども、今までの流れからして動いてきたもの、課題は捕獲に行かれる方や農家に課題があるわけでは全くないのに、根本の解決したいところをおき捨てて、組織の問題を現場の農家が困り、作物が減り、会員さんたちはどんどん連絡がくるのに行けない。ボランティアでと、こちらは書類を扱い方がボランティアでというのは正直あんまりな対応ではないかなと私は思うところです。組織の問題と現場の課題解決というのはぜひ別に考えて実行していただきたいと思っております。以上です。

牟田学委員長

ほかに。

渡辺久治委員

79ページ、6款1項5目19節、これは何か大漣集落のため池のことをちょっと言われたと思うんですけども、これ県土地改良事業、これからな、場所をちょっと教えていただけませんか、大漣の。木場仁田ですか。

谷口農政課長

大漣のため池の話でしょうね。大漣については古田ため池というのを御存じでしょうか。県道を走っていきますと、大漣に入って水田地帯が広がります、右手に。左の上のほうにあるため池になります。

渡辺久治委員

木場仁田のため池だと思いますけど、農業用水に使われていたんですかね、前から。

谷口農政課長

両方とも農業用に使われているため池でございます。

渡辺久治委員

はい、わかりました。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

白石純一委員

77ページ、6款1項4目19節負担金及び交付金、「食のまち阿久根」ブランド力強化事業ですけれども、昨年も非常に前売り状況がよかったんですが、当日券は用意されてたんでしょうか。

谷口農政課長

当日券を29年度の場合、100枚程度準備をさせていただきました。程度と申しますのは、当時、どうしても来れないという方がいらっしゃったものですから、それを当日券に5枚ほどだったと思いますが回しまして、105枚になったかなと思っています。そこを当日券にしましたけれども、当日ですね、受付の担当をうちの松田補佐がしていたんですけれども1時間余りで完売と、それも、だったという状況だったようです。

白石純一委員

私の友人がですね、当日花火大会もあって、熊本から家族連れで花火とバーベキューを楽しみに来られたんですけれども、来たときにはなかったということで、当日券もできれば数、ある程度確保していただくことができればなあと思った次第です。

谷口農政課長

当日券を準備するのはいいんですけれども、全て完売となればいいんですが、残った場合の対応というのが。これは製品をつくっていただく方には既に受注をと言いますか、発注をかけておりますので、そういったところも非常に難しいところはあるかと思っています。ただ、どの程度をば当日券として準備をすればいいかというのは、今後また課題ではあると認識しております。

白石純一委員

確かにその点はあるかと思いますが、去年、100枚程度がすぐに完売したということで、

もう少しふやしていただければなと思った次第です。

次に、79ページ、6款1項5目19節負担金補助及び交付金の中で、すみません、私は説明を聞き逃してたらすみませんが、農業競争力基盤整備事業の主な内容を教えていただけますか。具体的な内容です。

谷口農政課長

30年度に予定をされています、今の時点で私どもが考えているところですが、最終的には県との調整も必要かと思いますが、桑原城下地区の区画整理、それから田代下地区の区画整理、それから山下3地区の排水路、それから松元地区のパイプライン及び平田農道の整備ということで、事業費としては全体で1億4,800万円程度を考えております。そのうち農業の生産基盤に伴う負担金は16%でございますので、2,368万円を計上させていただきます。ということでございます。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、農政課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(農政課退室、水産林務課入室)

牟田学委員長

次に、議案第23号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山平水産林務課長

議案第23号、平成30年度阿久根市一般会計予算のうち、水産林務課所管分について、御説明いたします。

それでは、歳出予算から御説明いたします。

予算書の83ページをお開きください。6款2項1目林業総務費、予算額は1,535万6千円で前年度比5万7千円の減額であり、2節給料から4節共済費までは職員2名分の人件費であります。19節負担金補助及び交付金の42万4千円は、治山林道協会の負担金のほか、3件の負担金等が主なものであります。次に、2目林業振興費の予算額は、6,629万7千円で、前年度比1,931万3千円の減額であります。減額の主な理由といたしましては、13節委託料の有害鳥獣被害捕獲対策推進業務の廃止による540万円の減額、林道橋長寿命化計画策定業務が前年度で完了したことによる545万4千円の減額、さらに、19節負担金補助及び交付金の作業道急坂局部舗装事業を200万8千円、森林整備地域活動支援事業を112万円、かごしま特用林産物総合対策事業を164万円など、減額したことによるものであります。

それでは、各節ごとに主なものについて御説明いたします。83ページになりますが、1節報酬の175万1千円は、有害鳥獣対策嘱託員1人分の報酬であります。7節賃金の413万7千円は、公共事業実施に向けて、土地所有者の資料作成や登記関係の調査等を行う臨時職員賃金141万6千円と、憩の森の雑草等の伐開作業員賃金45万6千円のほか、市が管理する林道の維持管理作業員賃金226万5千円であります。8節報償費の562万6千円は、捕獲協会の会員による有害鳥獣捕獲時に、鳥獣の種別に応じ支払っております説明欄3行目の有害鳥獣捕獲謝金538万2千円が主なものであります。11節需用費の200万円のうち、説明欄1行目の消耗品108万3千円の主なものといたしましては、ジビエ料理普及事業として、各種イベントでの試食用材料の購入費及び小・中学生への給食用ジビエ購入費60万円を計上しております。13節委託料266万3千円は、84ページの説明欄3行目の鶴川内地区集会施設管理業務及び4行目の森林システムデータ整備業務のほか、3件を計上しております。主なものは、森林システムデータ整備業務であります。森林法の改

正により、平成31年度から市町村は林地台帳に記載された事項を公表することとなったことから、林地台帳を整備するものです。次に、14節使用料及び賃借料の146万円は、林道維持管理のための機械借り上げ料119万6千円が主なものであります。次に、16節原材料費の7万7千円は、鶴川内地区集会施設の通路の散布用砂利として計上いたしました。次に、18節備品購入費の8万3千円は、パワーブローを購入し、台風通過後の林道の落ち葉等を除去し、通行の安全性を確保するものであります。

次に、19節負担金補助及び交付金4,724万1千円のうち、金額100万円以上のものについて、御説明いたします。まず、負担金の説明欄1行目の紫尾幹線林道維持管理協議会の229万3千円は、紫尾林道を所管する3市1町で組織する紫尾幹線林道維持管理協議会への負担金であります。次に、補助金の説明欄1行目の有害鳥獣捕獲活動事業691万円は、捕獲要請を受けた捕獲協会員に対する保険料相当額と、出勤したときの出勤人員に応じ、補助金を交付しているものであります。次に、2行目の健全な森林づくり事業150万円は、スギ・ヒノキの間伐に要する経費の一部を助成し、間伐の推進を図るもので、森林経営計画の認定を受けている北薩森林組合へ1ヘクタール当たり5万円の補助金を交付しているものであり、平成30年度は30ヘクタールを予定しております。次に、3行目の森林整備地域活動支援事業288万円は、森林経営計画の認定を受けている北薩森林組合が、森林施業のための地域活動を行った場合に交付するものであります。この事業に対する負担割合は、国が50%、県と市が各25%となっております。次に、4行目の作業道急坂局部舗装事業398万9千円は、林業における作業道の急坂部分を作業の効率化と安全確保のため、受益者が行う舗装工事に対し、費用の7割を市が補助するものであります。平成30年度は8路線の全長775メートルを予定しております。次に、5行目の竹林改良促進支援事業330万円は、阿久根市竹材利用組合員がチップ材として搬出する竹材に係る労務費の一部を市が助成することで、竹林改良の促進と竹資源の有効活用を図ろうとするものであります。次に、7行目のイノシカ肉流通対策事業2,370万円は、農林産物に被害をもたらすイノシシ、シカの解体作業等の助成、ジビエ肉の普及拡大を目的とした事業であります。事業内容といたしましては解体作業の助成、解体したイノシシ、シカの残渣処理費用、猟期内捕獲への助成が主なものであります。なお、平成29年度までは、イノシシ、シカの解体作業費として、1頭当たり2万円の助成を行っておりましたが、平成30年度は、1万5千円に減額及び流通対策職員費139万2千円を廃止することで計上しております。次に、下から1行目交付金の放置竹林解消等奨励交付金事業200万円は、新規事業であります。放置竹林の解消と放置竹林の未然防止を図り、タケノコの生産量を上げることを目的に、竹林の貸し借りを推進するために、貸し手と借り手にそれぞれ1千平方メートル当たり1万円の助成を行うものであります。なお、全体面積で20ヘクタールの貸し借りを予算計上しております。

次に、3目市有林造成費であります。予算額は572万1千円で、前年度比200万6千円の減額であります。減額の主な理由は、市有林の立木伐採業務及び阿久根大島の松くい虫被害秋期駆除事業の費用を計上しなかったことによるものです。それでは、各節ごとに、主なものについて、御説明いたします。7節賃金174万4千円は、市有林造成単独事業における維持管理作業員と作業道刈払い作業員の賃金が主なものであります。

85ページになりますが、12節役務費216万円は、森林が災害によって損害を生じた場合、その損害を補償するために加入している説明欄の1行目にあります森林国営保険料205万9千円が主なものであります。25節積立金2万1千円は、阿久根大島名勝松造成基金の利子を積み立てるものであります。

続きまして、災害復旧費に移ります。予算書123ページをお開きください。11款4項3目単独林業施設災害復旧費350万円は、124ページになりますが、14節使用料及び賃借料の305万円が主なものであります。災害時等における林道復旧作業のためのグレーダー等の借上料であります。

それでは、次に、水産業関係について御説明いたします。

予算書85ページにお戻りください。6款3項1目水産業総務費であります。予算額は3,910万7千円で、前年度比329万9千円の減額であり、2節給料から4節共済費は、課長及び水産係5名の計6名分の人件費であります。19節負担金補助及び交付金48万円は、予算書に示してあります7件の運営費等負担金であります。

次に、2目水産業振興費であります。予算額4,106万4千円で、前年度比5,017万1千円の減額であります。86ページをごらんください。減額の主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金3,791万4千円のうち、種子島周辺漁業対策事業及び水産物流通対策事業の減額が主なものであります。

それでは、各節ごとに、主なものを説明いたします。予算書85ページにお戻りください。9節旅費71万5千円は、水産物流通対策、磯焼け対策に係る研修等の旅費などが主なものであります。

予算書86ページをお開きください。11節需用費106万8千円は、水産振興センターの電気、水道料金及び魚食普及を目的とした料理教室等の開催に伴う材料代などが主なものであります。14節使用料及び賃借料15万9千円は、調査船かいこうの年2回のドッグ使用料と漁場調査用備船の借り上げ料等を、計上したものであります。漁業調査などにおいて、近いところは、阿久根市所有のかいこうで出港いたしております。

次に、19節負担金補助及び交付金3,791万4千円のうち、金額100万円以上のものについて説明いたします。説明欄の中ほどにあります、補助金の2行目になりますが、水産物流通対策事業1,725万円は、北さつま漁協による大型外来船への氷代補助の助成275万円と、地元漁業者に対し氷代1,450万円を助成しようとするものであります。なお、平成29年度は、地元漁業者に対し、氷代の2分の1を助成しておりましたが、平成30年度は4分の1に補助率の見直しを図るものであります。次に、その下の稚魚放流事業の131万5千円は、北さつま漁協分として、アワビ、アカウニで100万円、高松川漁協分として、アユ、ウナギ、モクズガニ、コイで31万5千円を計画しております。

次に、その下の種子島周辺漁業対策事業の351万5千円は、共同利用施設設置を行うものであります。下から2行目にあります、あくね新鮮おさかな祭りにつきましては、100万円を計上しておりますが、平成30年度も引き続き実施してまいります。説明欄の補助金等の最下段にあります磯焼け対策事業も、市単独事業として引き続き300万円を計上しました。平成30年度も沿岸域のウニ駆除を実施する計画であります。説明欄の最下段にあります利子等補給金の漁協経営改善推進資金保証料助成事業105万1千円は、北さつま漁協が経営改善のため、実施する借換資金の借り入れに必要となる保証料に対する助成を行うものであります。

予算書87ページをごらんください。また、説明欄の1行目の漁業後継者就業支援交付金900万円は、40歳未満の漁業後継者に対し、1人当たり年間150万円の交付金を就業計画を承認してから最長2年間を限度とし、支給するものであります。なお、平成30年度に新たに承認する対象者は3名を考えております。24節投資及び出資金80万円は、鹿児島県漁業信用基金協会の出資金であります。次に、25節積立金13万9千円は、水産振興基金の利子を積み立てるものであります。

次に、3目漁港管理費であります。予算額は2,971万円で、前年度比1,222万9千円の増額であります。増額の主なものは、13節委託料の脇本漁港、佐潟漁港、牛之浜漁港に係る漁港海岸保全施設の機能保全計画策定業務委託料を新規計上するものであります。

それでは、各節ごとに主なものを説明いたします。11節需用費180万8千円のうち、主なものは、光熱水費124万8千円であり、阿久根漁港のサンセットロード及び環境緑地施設の電気料並びに漁港の電気料であります。13節委託料の2,584万5千円は、漁港環境緑地施設浄化槽維持管理業務、漁港環境緑地施設管理業務、脇本漁港、佐潟漁港、牛之浜漁港に係る漁港海岸保全施設の機能保全計画策定業務ほか1件の業務委託であります。次に、15節工事請負費128万円は、脇本漁港石積護岸維持修繕工事及び漁港の緊急的な修

繕等に係る工事費を計上したものであります。

次に、4目漁港建設費であります。予算額は3,520万円で、対前年度比3,520万円の増額であります。これは、阿久根漁港水産基盤機能保全事業1千万円及び阿久根漁港水産流通基盤整備事業2,520万円の県への事業費等負担金であります。

次に、5目栽培漁業センター費であります。予算額は、1,828万円で、前年度比575万4千円の減額であります。それでは、各節ごとに主なものを説明いたします。4節共済費、7節賃金は、臨時職員2名の賃金と社会保険料であります。

予算書88ページをお開きください。11節需用費1,292万3千円は、光熱水費や種苗生産用品等が主なものであります。13節委託料の92万5千円は、警備業務ほか4件の業務委託であります。

以上で歳出を終わります。次に、歳入予算について御説明いたします。

予算書の20ページをお開きください。12款1項4目2節林業使用料14万7千円は、鶴川内地区集会施設及び山村開発センターの施設使用料及び冷暖房代などであり、3節水産業使用料9万8千円は、脇本漁港内の給油施設及び九電柱11本分の占用料と、栽培漁業センター敷地内にある九電柱1本の占用料であります。

次に、22ページをお開きください。2項4目2節林業手数料1万7千円は、愛鳥飼育許可手数料であり、3節水産業手数料1万9千円は船員手帳交付手数料であります。

次に、26ページをお開きください。27ページになりますが、14款2項5目2節林業費補助金350万7千円は、森林整備地域活動支援事業ほか3事業に対する県補助金であります。3節水産業費補助金1,222万7千円は、歳出で説明いたしました種子島周辺漁業対策事業のほか1事業に対する県補助金であります。

28ページをお開きください。3項5目2節林業費委託金115万5千円は、松くい虫特別防除事業費と市町村権限移譲交付金であり、3節水産業費委託金37万5千円は、漁港使用料徴収費と港勢調査費であります。

29ページをごらんください。15款1項2目1節利子及び配当金のうち、水産林務課所管分は、水産振興基金利子13万9千円と、阿久根大島名勝松造成基金利子2万1千円であります。

30ページをお開きください。15款2項1目2節立木売払収入1万円は、市有林の立木売り払い収入であります。2項3目1節生産物売払収入1,450万円のうち、当課所管分といたしまして、栽培漁業センターの種苗代1,230万円あります。なお、内訳としましては、ヒラメ9万尾、アワビ13万5千個、アカウニ15万個を予定しております。

次に、32ページをお開きください。19款5項4目20節雑入のうち当課所管分は、説明欄の1行目の雇用保険料の一部と、下から4行目の私用電話料その他の一部であります。

次に、33ページをごらんください。説明欄の3行目の海の駅光熱水費負担金、10行目の原子力給付金の一部と、16行目の漁港環境緑地施設照明使用料であります。

34ページをお開きください。20款1項5目2節林業債3,590万円は、有害鳥獣捕獲事業債であります。また、3節水産業債5,280万円は、漁港整備事業債ほか2件の市債であります。

以上で、水産林務課所管の平成30年度当初予算説明を終わりますが、御審議いただきますようお願いいたします。

牟田学委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

84ページ、イノシカ流通対策事業2,370万円というのがございます。流通対策事業につきましてはですね、実は、今の一連の不正について訴えた方から直接聞いております。こんなものを出すから余計墮落するんだと、必要ないとまで私は聞きました。今回、国のほ

うでモデル地区になったと。販路開拓や貯蔵用の冷蔵庫などにも取り組む、お金がくるわけですね。余計これ環境としてはあんまりよろしくない方向に広がってしまう。このことについて担当課はどのように考えているのでしょうか。

山平水産林務課長

今、いろいろ報道等でも水増し請求とかいったような報道がなされてきております。これにつきまして、調査にとにかく入りたいと思っております。その調査をした上でそういったことが判明したら当然、補助金の返納とか、29年度の以降の執行についても停止をかけざるを得ないものと思っております。

竹原信一委員

表現が非常にやわらかくてですね、実際にはですね、牧尾正恒さんも、ね、推測で請求したとか、テレビ番組の中でも処理していないものを処理したかのように請求したと。もう公として知られていることなんですね、これは。不正が判明したらというのは、不正があるというのははっきりしとるわけですよ。そのことであるにもかかわらず、阿久根市の対応が調査します、ね。不正があることを前提としてやらなきゃ、態度としなきゃいけない。そして、これに対する前回出しましたね、この指導の文書、ではなしに、この指導の文書は報道になったことが遺憾ではなしに、不正があったことが遺憾である。そして加えてですよ、今の段階はまさに命令を出さなきゃいかん。文書としてあなたたちが不正を行ってました。私どもは、阿久根市としてはこうしますという文書を出さなきゃいけないはずですけども。その件についてはどういう対応をとってるのでしょうか。

山平水産林務課長

先ほど農政課からもあったかと思いますが、2月22日付で指導を市長から会長へ読み上げて手渡しをしております。その後、水産林務課といたしましては、3月5日付で通知という形で文書を捕獲協会のほうと一社のほうへ出しております。その後、関係課を起案中であります、それに加えて補助金の執行停止とかのを含めた形で文書を、不正があった場合ですね、停止とかいう内容のものを通知を出そうかということで起案中であります。

竹原信一委員

3月5日に出された文書とともに、今出そうと思っているというその文書も議会へ出してもらえますか。議員への配布を希望しますけれども。

山平水産林務課長

資料請求の、今起案中であるのは農政課長のほうから1日、2日というような答弁があったかと思いますが、それまでに間に合うかどうかは今のところはっきりしておりません。3月5日の分につきましては資料請求の手続を踏んでもらえば出したいというふうに考えてはおります。

竹原信一委員

今の件はですよ、3月5日の件については出したいと思っております。間に合うかどうかはともかくとして、今出す予定の分についてもしようと思っております。

牟田学委員長

決裁がまだ済んでないということで。

竹原信一委員

わかってますよ。

牟田学委員長

決裁が済んでからでいいんですか。

竹原信一委員

そうですね、はい、決裁が済んでから。

牟田学委員長

課長、その点どうですか。

山平水産林務課長

最後まで決裁がいかないことにはどういうふうに校正がかかってくるかわかりませんので、その途中の段階というのはまた出してはいけないのかなと思っています。完全に済んでからでないといけないと思います。

牟田学委員長

今のこの決裁文については、委員会として資料請求を行いますか。

[発言する者あり]

[山田勝委員「文書を決定していないのをよ、途中で出すな」と呼ぶ]

だから、決定してからと言いましたよ。

[山田勝委員「決定してから、ちゃんと決定して交付する段階では出してよかいよ。じゃいどん途中は」と呼ぶ]

それを委員会で請求しますかということは今言いましたけど。どうでしょうか。

[発言する者あり]

いいですか。

では、課長、決裁が済んでから出してください。

はい、ほかにありませんか。

野畑直委員

6款2項2目1節の、ページは83ページです。6款2目1節の報酬の有害鳥獣対策嘱託員の作業内容をちょっと教えてください。

牟田学委員長

箱わなの数ですか。作業内容。

野畑直委員

どういう内容をするんですか。

山平水産林務課長

昨年度まで臨時職員として採用しておりました職員を、今度嘱託職員として採用します。その嘱託職員には、今まで有害鳥獣にかかわる委託業務を平成28年度までは780万円を委託業務として支出しておりました。平成29年度につきましては540万円の支出、それを全て30年度については廃止をして、今までやっていた委託業務を嘱託職員に行ってもらうことを考えております。

その内容につきましては、当然、農家の方々からいろいろ苦情が来ます。今も年間150件から180件ほどの苦情とか、捕獲要望が来ております。そういった要望を今までは協会のほうと市のほうで受けておりましたが、その件を市のほうで受けていくということと、あと、そういう鳥獣が出たときの現場の対応などを考えております。

野畑直委員

ちょっとよくわからないところをもうちょっと教えてください。その捕獲の要望に対して動く。私がですね、今お聞きしたいのは、考え方として捕獲頭数と解体の数とか、そういうものについて、今度嘱託職員という形で募集をされるんでしょうけれども、この方にそういう、例えば写真を撮ったりとか、そういうことは考えてないんですか。

山平水産林務課長

現段階では写真を撮るということまでは、現段階では考えておりません。

野畑直委員

今実際、問題になっているから言うんですけれども、1人専門的にですね、これまではいかくらのほうでその頭数チェックは行われていたと思うんですけれども、こういうふうな嘱託員を募集されるのであれば、その人が確認をするという形で、例えば捕獲したイノシシ、先ほど右向きで全部とかという話もありましたけれども、解体に至ってもそういう写真があればいいのかな、そしてそれに従事する嘱託員ということのほうがいいのかなと、今思っておりますので、今回この中に考えてないということですが、そういうことも考えられたほうがいいのかとも思いますけれども。それについては考え方を伺っただけですので、

いいです。

それからもう1点ですね、6款、同じ19節の負担金補助及び交付金のところのイノシカ肉流通対策事業の内容ですけれども、先ほど今期から、平成30年度から解体料を1万5千円にしたと。残渣代についてはどうだったですかね。

山平水産林務課長

残渣処理費につきましては、平成28年度までは1頭当たり3千円支給しておりました。29年度に2千円に減額をして、30年度予算についてもそのまま2千円で計上しているところです。

野畑直委員

ちょっと前後しますけれども、それは、残渣処理費についてはわかりました。

それから、以前の要綱ではですね、解体料1万円、解体指導料1万円という要綱があったと思うんですが、先ほどの説明では解体料が1万5千円にしたと。結局2万円であったものを1万5千円にするという、安くなったみたいですが、解体料だけであれば逆に5千円上がったというような感じになりますけれども、この辺の考え方はどうなんですか。

山平水産林務課長

私たちが確認をしている要綱上では、解体料と解体指導という2つの名前は出てきておりません。解体作業ということで出てきております。ただ、以前いろんな説明というか、聞く中では解体ができる人を育成していく必要もあるということで、意味合いとしてはそのようなことを聞いた記憶はありますが、要綱上で確認はされないところです。

野畑直委員

私はそういうふうに理解しておりまして、たびたびそういうふうに説明の中でも解体指導という言葉が出てきておりましたので、今聞いているんですけども、あくまでも要綱にはなくて、それは指導をする必要があるということで2万円の中の考え方だったということで、それはそれでわかりました。

それからもう1点ですね、先ほど捕獲活動事業について、市からの要請、あるいは見回り等について、現在、1日千円払われてると、そのことについて、同じ負担金補助、交付金の中の有害鳥獣捕獲活動事業はその分で理解してよろしいですかね。

山平水産林務課長

今のことでよろしいです。

野畑直委員

先ほどと言うか、新聞等でも問題になっておりましたその水増しの分についてですね、この前、私も捕獲協会の会員でありますので、臨時総会が開かれた中身についてちょっと申し上げますと、この捕獲活動事業については見回り等、会員のこれは意見ですけれども、見回り等についてはよくわからないと。だから今の現状の考え方からいけば、例えばいかに持ち込んだ日は活動として認めてもらいたい。それとですね、市から要請があつて、どうしても捕獲に行ってくれないかという要請があつたとき等にはその活動事業の中に入れてもらったほうがいいのかなという意見も出ておりましたので、見回り等については会員の考え方としては漠然としてわかりにくいから、そういう持ち込み、あるいはそういう市からの要請等の場合ということで、参考にしてこれから取り組んでいただきたいと思います、

牟田学委員長

いいですか。ほかに。

中面幸人委員

先ほどの5番委員ののに関連してございますけれども、課長の答弁で不正等が調査等であった場合はいろんな補助金等も停止するような話もされましたけれども、この有害鳥獣防止対策事業、いろいろ関連はありますけれどもですね、もともとは農業の農産物、農林業の農産物をですね、イノシカから守るための事業であったわけですのでですね、この制度等ができない場合は300頭ぐらいしかとれていなかったのを、こういういろんな制度で1千頭以

上捕獲されて、当然のことながら農業、林業への被害等が減っているのは事実でございますので、やはりですね、この事業を停止することによって、例えば捕獲隊の捕獲意欲をなくしたり、そしてまたそのことによって農業、農産物にですね、被害が出ればいけないわけですから。そこの辺からしっかりとこれまでこの何年間ですね、やってきてこんな形になってるわけですから。例えば、全国的にも先進地に指定されるようになってきているようになってるわけですから、この辺等しっかりと踏まえながらですね、調査をしていただいて、正すべきところは正して、こういう事業についてはですね、やはり継続していてもらいたいということ要望し、またですね、調査が今後行われるということですので、今後、この予算等の表決でもつながりますので、早急な調査をしていただいて、その結果を議会にですね、示していただくように要望して質疑を終わります。

牟田学委員長

ほかに。

岩崎健二委員

84ページ、6款2項2目19節負担金及び交付金のうち、作業道急坂局部舗装事業及び竹林改良促進支援事業についてお尋ねをいたします。今、まさしくタケノコが今から出荷をされていく本格的な時期になってまいります。この収穫時期において今まで補助金申請等されていなかった方が、どうしてもこれは早く申請をしたいという方も出てくるんじゃないかならうかと思えます。今の金額につきましては昨年までと言いますか、年内に申請のあった方のみの計上と思えますが、仮に、今期が終わって6月ごろ補助金申請があった場合に、10月、11月のこの次の収穫時期までに舗装事業をやりたい旨の申請があった場合は対応できますか。また、竹林改良促進支援事業につきましても、チップ材の補助ですが、仮に330万円の補助額をオーバーしたときは処置はどう考えていらっしゃるでしょうか。

大野林務係長

竹林改良促進は竹チップの件でよろしいんですか。今330万を組んでますが、今、過去24年からだと思えるんですが、まだ300万円を超したことがありませんので、現段階では100万円ぐらいの余裕があるところであります。

それともう一つ、急坂舗装の要望の件なんですが、一応当初予算を組む前に10月いっぱい、遅くても11月の頭までには要望を出してくださいということで出していました。それで、当然今、岩崎委員が言われるように、前はちょっと2、3件を来るだろうということでしたんですけども、なかなか予算のときになりまして、要望が来た分だけしかできないものですから、一応、竹林組合の、竹組合の総会とかに出たときには10月までに要望は出してくださいということをお伝えしてあります。

岩崎健二委員

それはよくわかるんですよ。ただ、今から収穫が始まるわけですが、収穫をしてみて、どうしても申請をしとけばよかったなという方がこの3月、4月で出てきました。来季のまた10月から収穫が始まる前までに、ということは30年度内に整理をしておきたいという方がいらっしまった場合については、もう30年度事業としてはできないということになりますか。例えば、そういうことであつたら補正でも組んででも対応できる余地があるのか、ないのかということをお伺いしているわけです。

山平水産林務課長

補正に組むか組まないかというのは、水産林務課だけでなく、全体的な調整が必要になってこようかと思えます。特に、今、大野係長からあつたように、竹チップの補助については今までの実績を見たときに、今の予算額を超すようなことはまず今のところは考えられません。ただ、急坂舗装に関して途中でしてできないのかといったような声が過去も幾つか上がってます。この分につきましては次年度の予算で対応することになるかと思っております。

牟田学委員長

いいですか。

岩崎健二委員

実際に作業をやってみた結果、今の3月、4月で作業をしてみた結果、どうしてもしておきたいという方がいらっしゃった場合には、来年度回しとなりますと来期の収穫にも間に合わないということになるものですから、できたらぜひそこらもちゃんと調査していただいて、財政当局とも協議をしていただいた上で、担当課としては努力をしますぐらいのことは言ってほしいですね。いかがですか。

山平水産林務課長

担当部局としましてはここでできるとは言えませんが、そういう努力はしてまいりたいと思います。

岩崎健二委員

はい、それで結構です。

白石純一委員

84ページ、6款2項、イノシカ肉流通対策事業ですけれども、今から30年ぐらい前ですけど、私が東京のフランス料理屋でバイトをしていたときに、ジビエを扱ってました。そのこのレストランの主な食肉の納入業者は、当時のゼンチクでありました。私はてっきりそのときはゼンチクさん、今のスターゼンですね、ジビエも扱っているのかなと思ってたんですけども。今は扱ってないようですが、当時はわかりませんでした。今、いかくらは決して流通のプロでは、解体は大変プロと言ってもいいと思うんですが、流通のプロでは決してないと思うんですね。片や、スターゼンさんは全国、あるいは世界にそういう流通網を持ってらっしゃる。そういった地元のスターゼンさんを活用して、ジビエの流通というようなことはこれまで、あるいは新年度ですね、検討はされないでしょうか。

山平水産林務課長

今、ジビエの流通に関してこれまでとの変更はないのかとのお尋ねであったかと思いますが。先ほども、ジビエモデル17地区に農林水産省が認定をいたしまして、ジビエの有効活用を図っていく、将来的には黒字化を目指していくことが一番の目標であります。阿久根市としましても、その黒字化に向けてやっていただいて、補助金をやっぱり減額していく方向にもっていきたいというふうに考えているところです。今、いかくらとしましては、大手の食品業者といたしますか、企業に出すまでの肉は持ち合わせていないということもありまして、日本ジビエ振興協会のほうで各そういった解体処理施設の肉の量とか、どこでとれたとか、いろんなことを集約をして、大手から来たときに一施設だけで足りない場合は次の施設、次の施設ということで対応しようということ考えているようですので、そこが図られればかなりの流通量が期待できるのではないかと考えているところです。

白石純一委員

その、振興協会ですか、東京か、長野ですかね、そちらのほうは事務局だと思っておりますけれども、せっかく阿久根に、地元スターゼンさんという食肉の流通のプロがいらっしゃるわけですから、そういったところも活用できないか検討する価値はあるんじゃないかなと思つた次第です。検討のほどお願いします。

牟田学委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

3点ほど聞きたいんですが、まず、初めにですね、この現在議論が行われておりますイノシカ肉、ジビエ等のことについてですね、いろんな意見があつていろんなものがたくさん出てきてますけどね。私たちは当初、尾崎公民館でですね、イノシシにボンタンもやられ、ないもやられてということがイノシシとシカにですね、そういう産業建設委員会で現地でお話を聞いたところから、このままじゃ阿久根の特産物がなくならよということですね、議会も一生懸命取り組んできました。ですから、例えば農家の方々はですね、イノシシが出たど、

シカが出たど、どげんかしてくんやんて、農政課に言って電話がきますよね、林務水産課にでも。そしたら趣味でやってる猟友会の方にとってくださいって言ったって、趣味でやるからとらないかん義務も何もないんですよ。それなりの利益があったり、いろんなことがないとできない。そういう体制を今までつくってきて、何とかよくいくなあとと思っていましたが、こういうことなんですよ。ですから私は、平成25年度スタートした時期にさかのぼってですね、もし調査した結果ですよ、もしそういうところで不正なものがあったりしたら全部お金を返金してもらってですね、そしてから不正な部分ですよ。調査した結果不正な部分は返金していただいて、執行していかないといけないと思いますよ。そうしないと今の阿久根の体制を崩してしまったらですね、まず一番迷惑するのが農家です。今農家はイノシシとシカにやられて、このまま放置したらですね、ほとんどなくなりますよ、阿久根の農業は。ですから非常に緊迫した状況の中でやはり前に進めてほしいというのが1点。

それから、私も食肉センターの方々と付き合いがありますのでね、スターゼンの。何でイノシカ肉は検査しないんですかと言ったら、家畜じゃないですから検査する義務がないそうですね、家畜じゃないから。でも今、基本的には人間の口に入るわけですから、検査せないかんのですが、それは国の法的な一つのルールづくりが必要だと思いますよ。ですからそれもひっくるめて進んでいくと思いますよ。ですからできることなら阿久根を中心に鹿児島県のイノシカ肉を全部処理できるくらい大きな会社できて、一つの工場できてですね、今白石議員が言われたように進んでいくとしたら、こんなすごいことはないわけですから。やっぱりそういう大きな目標に向かってですね、取り組んでいただきたいということで、これは要望で終わります。

そこで、私がお尋ねしたいのはね、86ページ、水産物流通対策事業の1,725万円ということで、去年まで氷代の2分の1を今年は4分の1にされたという話でしたが、本当でしたかね、確認します。

山平水産林務課長

29年度までは、2分の1の補助でしたが、30年度予算では4分の1の補助率となっております。

山田勝委員

私は黒之浜の漁家の方々とですね、一部交流があるんですが、例えば漁業をしている人ですね、氷を必要としない漁業をしている人もいるんだ。一本釣りとかなんとかですね。そういう方々はですね、やはり、むしろ氷代より油代も一部補助してくれればですね、毎日出れると。でも、油代も補助してくれなければですね、きょうも行たてもすだじゃった、あしたもすだじゃったと言えどももう行きたくないと。だから、これもだから頭の片隅に置いてね、検討してほしいと思うんですが、いかがですか。

山平水産林務課長

今の油代の補助については、過去の一般質問等でもあったように記憶をしております。この油代の補助につきましては、水産業だけではなくて、農場関係とか運送業とか、幅広い分野まで考えていかないとできないというふうに思っておりますので、ここの対応については非常に厳しいんじゃないだろうかと考えております。

山田勝委員

林務水産課長がですね、運送業のことは考えないでいいですよ。農業のことも考えないでいいですよ。魚はとりたい人がですね、よし、意欲を持って、そいやれば行きますよと言うくらいなの、それをやらないと、油代出してちっとなつと補助してくれ、氷代はどけでんくるっどつて言うどん、油代を必要としない魚とりというのが一番零細企業なんですよ。そういう方々に少しでもですねやったら、また行こうという気になるけど、そのときにそれと一緒に運送業とほかの燃料代と一緒に考えることは、水産林務課はないですよ。どう思いますか。あなたは水産業が振興するように考えればいいわけですよ。

山平水産林務課長

山田議員が言われることはよくわかるんですが、ただ、全体的に水産業だけじゃなくて、全体を考えていくことも必要だろうかと思っております。そういう中では非常に厳しいんじゃないだろうかと思っております。

山田勝委員

あのね、山平課長、あんたは総合的に考えないかん立場にないんです。あなたは漁業振興のために魚とりのしが一生懸命になるために考えればいいわけで、その部分は運送業の人のことも考えないかん、どこの人も、考えないでいいですよ。魚をとれば運送業も一生懸命頑張るんですからね、運んでいくから。その付近はそこまで考えたら話もなるんですが、頭の片隅に置く気もないですか。

山平水産林務課長

何回も同じことを申し上げて申しわけないんですが、ちょっと油代の補助についてはいかがなものかなあというふうに考えております。ただ、ほかの県で水産業の方々に協力できるようなことがあれば、その分については検討していきたいと思っております。

山田勝委員

それはね、油代については免税の措置がありますよ、軽・重油についてはね。それはありますよ、あるけれども現に魚とりにいく人がそういうんだったら耳を傾けないかんじゃないですかというだけのことですよ。耳を傾けてってください。

[発言する者あり]

次、87ページ。87ページのね、漁業後継者就業支援交付金、900万でありますね、900万。前年度も900万ですが、実績どうなんですか。

[発言する者あり]

牟田学委員長

この際暫時休憩します。

(休憩 15:40～15:49)

牟田学委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

山平水産林務課長

先ほど、これまでの漁業後継者就業支援事業に係るこれまでの実績をという御質問でしたが、平成28年度の実績が、半年分で75万円の3人、225万円。それと29年度はまだ実績見込みとなりますが、1年間の150万円の2人分で半年分、75万円、150万円の見込みとなっております。

山田勝委員

脇本の人ですか、阿久根の方ですか。

山平水産林務課長

脇本が3人、阿久根が2人となっております。

牟田学委員長

いいですか。ほかに。

竹原恵美委員

お尋ねします。ページ84ページの6款2項2目19節の負担金及び、いかくらのことではあるんですが、今までの中で活動の水増しや解体処理の水増し、隊員の謝金の支払われず、活動費の流用など知られている、疑いとして知られているところなんですけれども、それがあると資料請求しまして、領収書など見せていただきました。そうすると残渣処理のボリュームに不自然さが出てくるのではないかと。また、動物病院の領収書も見ましたけれども、領収書の宛名が一つ一つ書き馴れてない字があったり、ちょっと不自然な気がします。イモ代もキロ40円から80円、そんなに差が倍になるような領収書など書かれています。これが

らチェックされる中にはその不自然さがないか、残渣処理なんか既に言われているので、解体処理が違ってくるのは残渣処理のボリュームの変化にも反応するであろうと思われるので、きちんと厳選な調査をお願いします。そして何より農家の方が今生産をしようとしているところで作物を失わないように、いかに通さずとも活動ができるように、ぜひ検討いただきたいと思います。お願いします。

牟田学委員長

要望でよろしいですか。

[竹原恵美委員「はい」と呼ぶ]

ほかにありませんか。

仮屋園一徳委員

86ページ、6款3項1目のあくね新鮮おさかな祭りについて、ちょっとお聞きしますけど、新鮮な魚というよりも生魚がですね、少ない理由というのは何かあるんですかね。何でかと言いますと、行ってみると一番奥のほうに生魚をやってあって、両側が塩干で、縦長になって、なんか入りにくいのもあるし、魚も少ないしなんですけど、その辺の改善策というのが考えられないのかなといつも思ってるもんですから、その生魚が少ないのについて何か理由があれば教えてください。

山平水産林務課長

水産係長のほうに答弁をさせます。

大石課長補佐

おさかな祭りの件でよろしいのでしょうか。実はですね、魚市場でイベントをやっていますけれども、あの場所では鮮魚を売ってはならないということに実はなっております。営業許可を取ることができないんですよ。ですから、保健所からも目をつぶっていただいで運営しているイベントというふうになってます。

仮屋園一徳委員

そしたら、新鮮おさかな祭りも産業祭とか、ああいうところに置かれてるのも生魚が少ないのはそういった場所的なものなんですかね。タコとかなんとかああいうのはちょっとはあるけど、ほかののがあんまり少ないというのが。

大石課長補佐

産業祭の場合には臨時の営業許可というものを漁協に取っていただいで販売しております。ほかの鮮魚屋さんというのは臨時の許可を取ることが非常に面倒くさいという理由だと思えますが、産業祭になかなか出てきていただけないのが実情です。それと、おなか祭りの場合でも鮮魚としては扱うことができませんので切り身をパックに入れて、その場で食べられますよという形では一部販売することができるようです。

仮屋園一徳委員

わかりましたけど、そういう意見があったということで考えておいていただければと思います。終わります。

野畑直委員

6款2項2目林業振興費の8節報償費について伺います。

牟田学委員長

何ページですかね。

野畑直委員

83ページ。報償費のですね、有害鳥獣捕獲謝金についてですけれども、先ほど農政課のほうでは個人の通帳に振り込むというような話をされました。水産林務課のほうではどうなるのか、というのがですね、今会員が捕獲して、1年以上たたないと実は報償金はもらえないんですよということを聞いたことがあります。例えば5月に捕獲しても翌年の3月31日に、その市からの補助金が入金されるのが4月以降になると、その以降でないと報償金はもらえないんだと。ひどいときには有害鳥獣の場合は、4月になればもう1年以上たってか

らという、報償金をもらうということを聞いておりましたけれども、この件について水産林務課長はどのように理解していらっしゃいますか。

山平水産林務課長

実は、平成30年度に要綱の見直しを予定しておりました。ただ、それはこういう報道がなされる前からいろいろ準備しておりましたので、現在のところ阿久根市有害鳥獣捕獲協会、脇本有害鳥獣捕獲協会にこの謝金は支払われておりますが、水産林務課のいろんな補助事業の関係が有害鳥獣にかかわる補助事業が多いということもありまして、今ここで即答はできませんが、今言われたことも含めて検討していきたいと思っております。

野畑直委員

これは本当に会員がですね、一生懸命捕獲意欲を高めてもらうという意味でもですね、やはり捕獲して明るく日というわけではいかななくても、なるべく早く捕獲謝金については予算も組んであるわけだから、なるべく早く会員の通帳に振り込まれるような制度にしてもらいたいと思っての質問でした。終わります。

牟田学委員長

ほかにありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第23号中、水産林務課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(水産林務課退室)

ここでお諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会しようと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、本日はこれにて散会いたします。

3月14日、午前10時より再開をいたします。

(閉会 15時59分)